

2019 履修ガイド

家政学研究科

文芸学研究科

国際学研究科

看護学研究科

この「履修ガイド」は、入学から卒業までの履修についての規定や卒業要件など学修を進めていくうえで指針となるべき事項を集約したものです。

履修計画や諸手続きについては、オリエンテーションで詳しく説明しますが、「履修ガイド」を機会あるごとに参照し、十分に活用してください。わからないことがある場合には、指導教員または教務課に相談してください。

「履修ガイド」は入学時にのみ配付します。卒業するまで紛失しないようにしてください。

紛失した場合は、再配付しません。また、内容の一部が変更される場合にはオリエンテーション時の説明、追補録の配付または kyonet でお知らせいたします。

なお、各年度の授業内容については、kyonet 上の共立シラバスで確認してください。

2019履修ガイド

(家政学研究科・文芸学研究科・国際学研究科・看護学研究科)

共立女子大学大学院

目 次

本学のあゆみ	3
本学の組織	5
I. 研究科の概要	
●家政学研究科	6
●文芸学研究科	10
●国際学研究科	12
●看護学研究科	13
II. 学籍について（学籍番号・学籍異動・学生証・学費）	15
III. 履修要項	
1. 課程修了の要件	17
2. 授業科目の履修方法	18
3. 他研究科設置授業科目の履修	18
4. 首都大学院コンソーシアム	19
5. 既修得単位等の認定	19
6. 教育課程（カリキュラム）および履修方法	20
●家政学研究科	20
博士前期課程（修士課程）（被服学専攻・食物学専攻・ 建築・デザイン専攻・児童学専攻）	20
博士後期課程（人間生活学専攻）	24
●文芸学研究科（文芸学専攻）	27
●国際学研究科（国際学専攻）	29
●看護学研究科	34
7. 授業	36
8. 履修登録	37
9. 課程修了の認定	38
10. 修士論文	39
●家政学研究科	39
●文芸学研究科	40
●国際学研究科	41
●看護学研究科	42
11. 博士論文	44
IV. 教育職員免許状（専修免許状）取得について	46
V. 科目等履修について	51
VI. 諸規程等	
1. 共立女子大学大学院学則	53
2. 博士（学術）の学位審査に関する規則	66
3. 共立女子大学大学院研究生規程	69
4. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程	70
5. 共立女子大学・短期大学留学規程	71
6. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程	73
7. 共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会規程	75
8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程	78
VII. 伝達 他	80

本学のあゆみ

本学の歴史は、女子教育が黎明期を迎えたばかりの明治 19 年に「女子の社会的地位を高めるには、専門の職業を身につけ、自活の能力を得させなければならない」と、宮川保全、鳩山春子ら女子教育の先覚者 34 名が、共同で「共立女子職業学校」を創立した時にさかのぼる。「共立」という校名は、この共同の設立に由来する。

そこでは、専門の職業活動に必要な学術技能を教育することが中心となったが、同時に、女子が自立するために必要な教養を習得させることがめざされたのである。したがって、本学建学の精神は、女性の社会的地位向上のための、自活の能力の習得と自立した女性として必要な教養の習得であったといえる。やがてこの建学の精神から「誠実・勤勉・友愛」の三つの徳目が生まれ育ち、本学の伝統的精神のよりどころとなった。昭和 3 年、「共立女子専門学校」が設立されたが、そこでもこの建学の精神は受け継がれ、社会に多大な貢献をした。

第二次世界大戦の激動期を経て、日本は世界の平和と人類の福祉のため、文化国家建設に全力を注ぐことになった。教育面では学制改革が行なわれ、それを機に、本学においては、昭和 24 年、家庭生活についての実地的な専門的知識と社会人としての広い視野とをもつ人間の育成をめざして、「共立女子大学家政学部」を発足させた。さらに 28 年には、文学と芸術の世界を広く深く理解できる人間の育成をめざして、大学に「文芸学部」を開設した。平成 2 年には、日本社会の国際化に対応し、豊かな国際感覚をもち、国際化した社会で積極的に活躍できる人間の育成をめざして、「国際文化学部」を八王子キャンパスに開設。19 年度からは、家政学部新たに「児童学科」を開設し「生活美術学科」を「建築・デザイン学科」とし、文芸学部は従来の文学と芸術を学ぶ特徴を生かしながらメディアという視点から「文芸学部文芸学科」を、国際文化学部は社会科学系の科目を充実させて「国際学部」として再編した。25 年度には、短期大学看護学科の教育実績を踏まえ、「看護学部」を開設した。

また短期大学は、昭和 25 年に「共立女子大学短期大学部家政科」を設置したことに始まり、昭和 28 年には実務的・実地的知識と教養とを身につけた人間の育成をめざして、短期大学部に「文科第一部」「文科第二部」を開設した。昭和 48 年、「共立女子大学短期大学部」は「共立女子短期大学」と改称され、短期大学としてのまとまりある教育・研究体制が整えられ、平成 16 年度の「看護学科」の開設、平成 19 年度の「文科第二部」の募集停止および「文科第一部」の「文科」への改称、大学看護学部の開設に伴う「看護学科」の廃止を経て、現在は「生活科学科」「文科」の 2 学科体制となっている。

大学院は、昭和 41 年に「文芸学研究科」（修士課程）を、55 年に「家政学研究科」（修士課程）を、さらに平成 6 年に「比較文化研究科」（修士課程）を設置し、また同年には「家政学研究科」に博士後期課程として「人間生活学専攻」を設置した。平成 23 年からは、家政学研究科（博士前期課程）に「建築・デザイン専攻」と「児童学専攻」を新たに設置し、「比較文化研究科」を募集停止し「国際学研究科」を設置した。平成 27 年には、「文芸学研究科」において、「日本文学専攻」「英文学専攻」「演劇学専攻」の学生募集を停止して新たに「文芸学専攻」を設置した。さらに、平成 29 年に「看護学研究科」（修士課程）を設置した。これら大学院は、高度の学術研究・教育機関として、ますます充実することを目指している。

本学では、昭和 54 年に都心に位置する神田一ツ橋キャンパスから、さらなる教育環境の充実を図るため、八王子に新キャンパスを設けた。八王子キャンパスは、長年にわたって本学の教育拠点のひとつであったが、かねてより大学・短期大学将来構想委員会では、教育機能の一層の充実をめざして、神田一ツ橋キャンパスを中心とした集中型教育の導入を検討、教育内容および教育方法の改革を含めた環境整備を行い、平成 18 年度より神田一ツ橋キャンパスへの集中化の実施に取り組み、平成 19 年度より大学・短期大学の授業が神田一ツ橋キャンパスで実施されることにより、学部・学科の枠を超え、教養教育の全学共通化を実現することとなった。

いまや我々を取りまく社会の高度技術化、国際化、情報化等の進歩はめざましいものがあり、卒業生には社会の各分野で主導的・積極的に活躍する場が開かれている。

社会の求める高度な能力とともに、本学の建学の精神にもとづいた、豊かな人間性を備え、確かな価値観を身に付けた女性を世に送り出すことが本学のめざす目標であり、本学の教育の方針である。

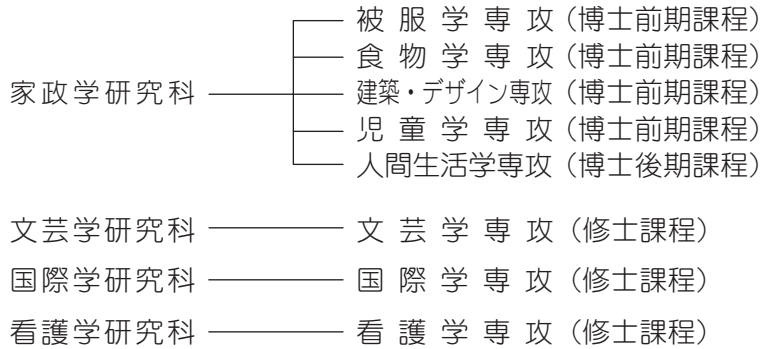
年 月 日	事 項
明治19. 3.22	共立女子職業学校創立
大正14. 4. 1	共立女子職業学校専門学部設置
昭和 3.10. 1	共立女子専門学校設立
昭和24. 4. 1	共立女子大学家政学部（被服学科・生活学科）及び別科設置
昭和26. 3.31	別科廃止
昭和28. 4. 1	文芸学部設置
昭和37. 4. 1	家政学部被服学科を服飾学科と改称
昭和41. 4. 1	大学院文芸学研究科（演劇学専攻、英文学専攻）設置 家政学部生活学科に食物学専攻、管理栄養士専攻設置
昭和43. 4. 1	家政学部に生活美術学科設置 生活学科を食物学科と改称、服飾学科を被服学科と改称
昭和45. 4. 1	定員変更 家政学部被服学科（60名→80名）食物学科管理栄養士専攻（30名→50名） 生活美術学科（60名→80名）文芸学部文学専攻（60名→250名） 芸術学専攻（40名→50名）
昭和51. 4. 1	大学院文芸学研究科に日本文学専攻を増設
昭和55. 4. 1	大学院家政学研究科被服学専攻、食物学専攻設置
昭和62. 4. 1	定員変更 家政学部食物学科食物学専攻(30名→40名)食物学科管理栄養士専攻(50名→40名)
平成 2. 4. 1	国際文化学部設置
平成 3. 4. 1	臨時定員増 家政学部被服学科（80名→100名）食物学科食物学専攻（40名→50名） 生活美術学科（80名→100名）文芸学部文学専攻（250名→320名） 芸術学専攻（50名→80名）
平成 4. 4. 1	臨時定員増 国際文化学部国際文化学科（200名→250名）
平成 6. 4. 1	大学院家政学研究科に人間生活学専攻（博士後期課程）を増設 大学院比較文化研究科比較文化専攻（修士課程）設置
平成 8. 4. 1	定員変更 家政学部食物学科食物学専攻(40名→30名)食物学科管理栄養士専攻(40名→50名)
平成12. 4. 1	家政学部食物学科を食物栄養学科と改称 生活美術学科に美術専攻と建築専攻を設置 定員変更 家政学部被服学科（80名→90名）食物栄養学科食物学専攻（30名→35名） 生活美術学科（80名→美術専攻（45名）建築専攻（45名）） 文芸学部文学専攻（250名→270名）芸術学専攻（50名→80名） 国際文化学部国際文化学科（200名→225名）
平成13. 4. 1	文芸学部に文芸メディアコースを増設
平成17. 4. 1	定員変更 家政学部食物栄養学科食物学専攻(35名→45名)文芸学部文学専攻(270名→250名) 芸術学専攻（80名→100名）
平成19. 4. 1	共立女子大学家政学部「建築・デザイン学科」（生活美術学科は募集停止）及び「児童学科」、文芸学部「文芸学科」（文学専攻及び芸術学専攻は募集停止）並びに「国際学部」（225名→250名）（国際文化学部は募集停止）を開設。
平成23. 4. 1	大学院家政学研究科に「建築・デザイン専攻」「児童学専攻」を設置並びに「国際学研究科」（比較文化研究科は募集停止）を開設。
平成25. 4. 1	共立女子大学看護学部（共立女子短期大学看護学科は募集停止）を開設。
平成27. 4. 1	大学院文芸学研究科に「文芸学専攻」（日本文学専攻、英文学専攻、演劇学専攻は募集停止）を開設 定員変更 家政学部児童学科（100名→150名）
平成29. 4. 1	大学院看護学研究科（看護学専攻）設置

共立女子大学大学院の人材養成目的

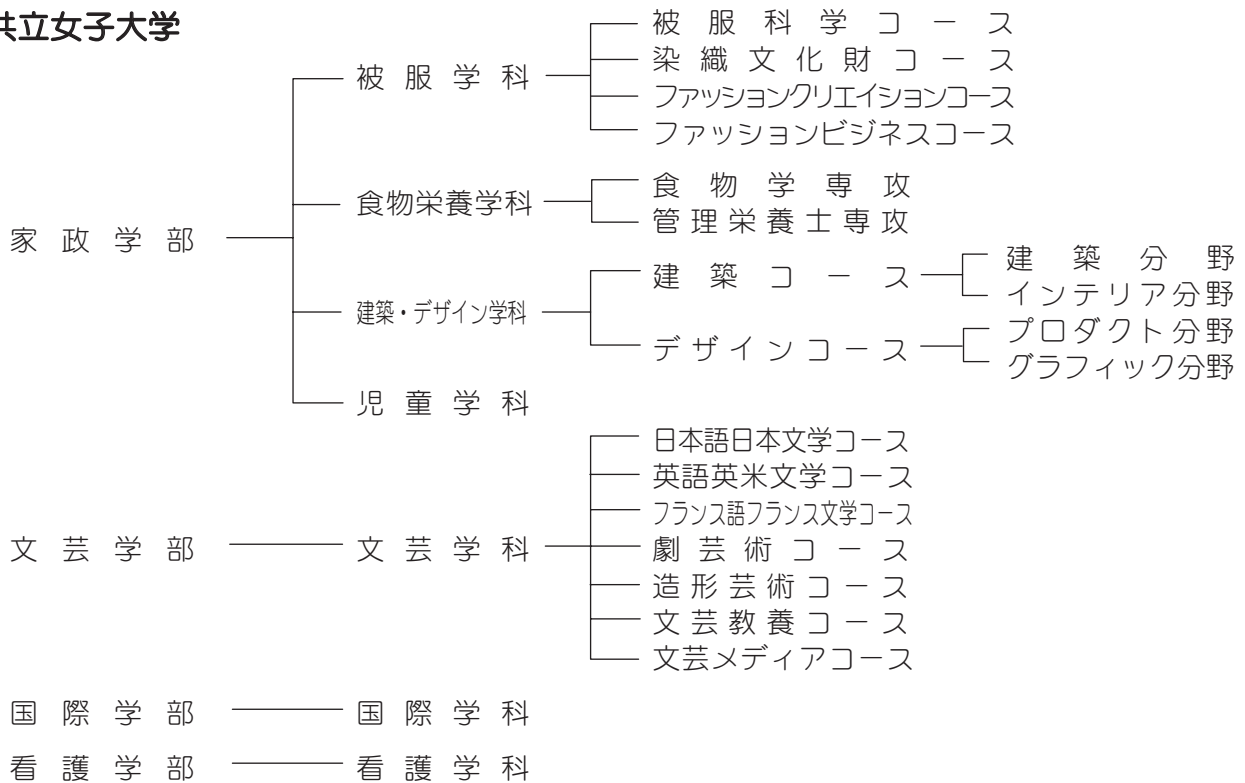
本大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

本学の組織

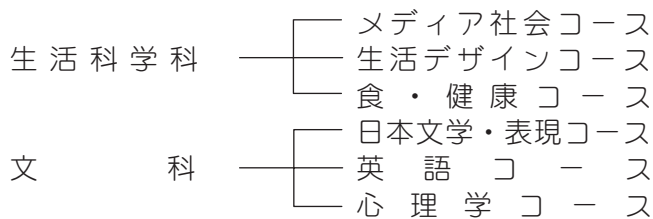
共立女子大学大学院



共立女子大学



共立女子短期大学



I

研究科の概要

<修士課程の人材養成目的>

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的としています。

<博士課程の人材養成目的>

博士課程は、それぞれの研究分野について、研究者として自立して研究活動を行ない、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的としています。

●家政学研究科

<家政学研究科の人材養成目的>

広い視野に立って深遠な学識を授け、被服学、食物学、建築・デザイン、児童学の4専攻と人間生活学専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的としています。

〔1〕博士前期課程（修士課程）

大学院家政学研究科博士前期課程（修士課程）は、広い視野に立って深遠な学識を授け、被服学、食物学、建築・デザイン、児童学の4専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的としています。教育課程は、各専攻分野における体系的な講義、演習と、最終年次の修士論文作成に向けた特別研究からなっています。博士前期課程では、人間生活の面から、被服学、食物学、建築・デザイン、児童学についての研究に意欲のある人材を求めています。また、いずれの課程も女子に限らず入学者を受け入れています。

〔被服学専攻〕

被服学専攻の人材養成目的：衣を中心とした科学技術の進歩と文化の向上に寄与することを目的とし、人文・社会科学および自然科学の両面を踏まえた高い研究能力を有し、広い視野と柔軟な思考、伝統に培われた知性と情操を備え、広く社会的に活動できる人材を育成することを目的としています。このために、被服材料、被服管理、被服環境、被服行動、被服心理、被服意匠、被服造形、被服平面造形、染織文化史、被服コンピュータ応用などの各分野の講義・演習をおこなっています。また指導教員のもとで実りある研究が遂行できるように施設・設備を充実し、衣服の多面的な価値、すなわちシンボル性、審美性、機能性、環境適応性などについて、自然科学および人文科学の両面を踏まえた高い研究能力を有する人材の養成に努めています。

被服学専攻が入学者に求めている人間像は、広い視野と柔軟な思考を備え、研究に対する強い意欲と熱意のある人物です。

〔食物学専攻〕

食物学専攻の人材養成目的：食物の基礎から応用に至る知識や素養に基づき、深い洞察力をもって研究を行う能力と、社会に貢献できる高度な職業能力を有した人材を育成することを目的としています。

修士課程の人材養成目的を達成するために、以下に示すような体系的な教育課程を編成しています。実験や調査をもとに修士論文を作成することが多いことから、実験科目である食物学特別研究に重点をおいています。また、栄養学、栄養生理学、栄養教育論、食品学、調理学などの分野の講義科目と、講義科目に連動する演習科目を配置し、教育目標を実現するためのカリキュラムを設定しています。これらの科目を履修することにより、食物に関する基礎と応用、健康時と疾病時の身体機能も含め、幅広い視点から研究テーマを深く理解できるとともに、社会で求められる精深な知識を得ることができます。また、優れた業績をあげた学生については、1年間以上在学すれば修了することが可能です。

食物学専攻では、食物を科学的に探究する研究能力と、社会に貢献できる高度な職業能力を有した人材の育成を目的としています。また、食物の分野に限らず、広く人々の健康に関わる学際的な分野でも活躍できる人材の育成を目指しており、次のような志願者を希望します。

- (1) 研究に対する忍耐力を有し、真摯に研究を遂行し、努力できる人
- (2) 食物に関する基礎と応用、健康や病態生理などに興味をもち、研究者として自立したい人
- (3) 食物に関する実践的な研究を通じて、高度な職業人としての能力を高めたい人

〔建築・デザイン専攻〕

建築・デザイン専攻の人材養成目的：生活の場を構成している「空間」や「もの」などを幅広く深く総合的に捉え、それらの有機的な関係を深く理解できる能力を習得し、専門的に「空間」や「もの」として具体的に提案できる人材を育成することを目的としています。

建築・デザイン専攻では、生活者の視点から「建築」と「デザイン」の有機的な関係を幅広く涵養しながら「より高度な知識」と「より高度な総合化能力」を養うために、実社会に役立つ実践的な教育、研究を行います。

建築形態論、構造デザイン、建築空間計画、環境デザイン、都市景観デザイン、住生活デザイン、プロダクトデザイン、伝達デザイン、パブリックデザインなど広範囲にわたった講義・演習により、「建築」と「デザイン」の融合を図るとともに、明日を生きていく生活基盤を支える明確な目的を持った「高度な知識」を養います。

指導教員のもとで行う特別研究により、人の生活の中で「ひと」・「もの」・「空間」・「こと」の有機的な関係性を理解し、明日の創造性豊かな生活を具体的に提案できる「高度な総合化能力」を養います。

本専攻においては、専門選択科目として一級建築士の受験資格を考慮した「インターンシップ制度」を設けています。

〔児童学専攻〕

児童学専攻の人材養成目的：広い視野に立った精深な学識をもつ児童学領域の研究能力を有し、児童学の分野における高度な専門性を駆使して、保育・教育および発達支援の場で創造的に実践を行い、社会貢献のできる人材を育成することを目的としています。

児童学専攻では、児童の豊かな成長と児童教育・保育の向上に貢献することを目的に教育・研究をすすめます。児童を対象とした教育・福祉および発達・臨床等の幅広い分野にわたる教育・研究を通して、最先端の専門的知識・技能を修得します。また、指導教員のもと、2年間の特別研究を行い、児童学領域の研究者・実践者としての基盤形成を行います。

その目的達成のために、現代社会と児童、子ども家庭生活、幼児教育・保育学、教育学、教育課程・教授法、保育・教育支援、人間関係学、発達心理学、発達障害支援、発達臨床学、表現文化など広範囲にわたった講義・演習を配置しています。

本専攻の入学者に求める人間像は次のとおりです。

- (1) 児童学領域の研究と実践に強い熱意を持っている人
- (2) 学部教育あるいは、教育・保育現場の実践を踏まえて、研究計画を立案し、研究を遂行できる人
- (3) 児童学に関する実践的な研究を通して、専門性を高めたい人

〔2〕博士後期課程

〔人間生活学専攻〕

人間生活学専攻の人材養成目的：生活の主体である人間について、人文・社会科学および自然科学の諸視点から思索を深め、併せて人間生活にとって不可欠な生活文化に関する探求を積み重ねることにより家政学の研究と教育に新たな展開を図り、豊かな生活を創出する独創力と実践力を兼ね備えた高度な研究・教育能力を有し、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的としています。

近年における科学あるいは技術の目覚ましい進歩は、確実に人々に物質的な豊かさをもたらしましたが、同時に様々な形でシステムの効率化が促進された結果、かえって局所システムの最適化が全体システムの最適化を損なうという、いわゆる「合成の誤謬」による問題も広がることになりました。また、情報化社会の物質文明の加速が、精神の貧困や人間倫理の拡散という負の側面を派生させたことも見逃すことはできません。

このような状況を踏まえると、人間の生活とは、自然、社会、文化などのさまざまな要因が織りなす複雑な環境の中で、一人ひとりが独自の個性をもつ存在として自らの健全な身体を維持するとともに、社会的、文化的ならびに精神的な活動を展開していく過程であるともいえます。人間生活を望ましい環境の中で精神的にも物質的にも、より充実したものに発展、向上させるためには、家政学の研究と教育の新たな展開を図ることが肝要と考えられます。人間生活学専攻は、この理念を具現化すべく設置されました。性別を問わず、この学際的分野に関心を持ち、本学の教育理念を理解し、研究の推進を熱望する意欲のある学生を受け入れ、また、リフレッシュ教育を望む社会人や、留学生にも広く門戸を開いています。

人間生活学専攻では、生活主体である人間について自然科学的および社会科学的・文化的考察を深め、生活を構成する諸領域の総合的理解を深めるため、博士前期課程被服学専攻、食物学専攻、建築・デザイン専攻と児童学専攻の枠組みを越えて、人間生活論領域および生活科学領域をおき、それぞれに領域を特徴づける分野を前者について3つ、すなわち身体機能論、生活主体者論、生活文化論を、後者については4つ、すなわち食生活素材論、衣生活素材論、食生活計画論、衣生活計画論を組み合わせで設けています。

人間生活論領域

ここでは、人間が一人の生活者として心身を健全な状態に維持するとともに、社会的・文化的環境において望ましい成長・発達を遂げ、また適応することができる生活を組み立てていくことを目標とし、その上で必要とする基礎的課題について研究します。

身体機能論では、人間の特に生体としての機能を中心に究明し、生活主体者論では生活主体としての人間の成長・発達とありようを探究し、生活文化論では人間を包む住、地域、文化などの生活空間の面に注目して研究を深めます。

生活科学領域

ここでは、人間にとって最も基本的な生活領域である食生活と衣生活を支える素材に関して、機能評価、高度適合理化などを踏まえた多面的かつ総合的研究を推進します。また、多様・複雑化した現代社会において、より豊かな食生活と衣生活を設計・創成するために必要な研究を行います。

食生活素材論および衣生活素材論では、食・衣生活における要素を対象とし、素材の基礎的な物性、機能などを系統的に解明し、食生活計画論および衣生活計画論ではそれらの基礎的知見を応用し、健康で充実感のある食と衣の環境を創出する手法を考究します。

●文芸学研究科

文芸学研究科は、「文学・芸術およびそれらのメディアやそれらと関連する文化・思想・社会に関して、深く広く研究して高度な学識を修得し、文化の発展に寄与できる、有能で創造性に富む人材を養成する」ことを人材養成目的としています。

このような人材養成目的を達成するために、以下の教育目標を掲げています。

- ① 文学・芸術・メディアなどの、それぞれの専門分野での高度な研究能力を育成する
- ② 教育・社会活動の分野での多彩な活用能力を育成する
- ③ 出版・マスコミ・芸術活動などの分野での広範なコミュニケーション能力を育成する

上記の人材養成目的・教育目標を達成するために、学部教育との継続性を考慮したうえで、社会的な人材需要や大学院進学者の需要に適切に応じるとともに、当該専門分野における教育内容を体系的に学修することが可能となるように教育課程を編成しています。

この教育課程編成の基本方針をふまえたうえで、教育課程を「日本文学領域」「英文学領域」「演劇学領域」「文芸学領域」という4領域とし、各領域における教育目標に応じた授業科目を適切に配置するとともに、特に、大学院に求められる「幅広く深い学識の涵養」「豊かな学識を養うための複合的な履修」の重要性に鑑み、領域横断的な履修による幅広い知識が獲得できるように教育課程を編成しています。そして、その成果としての修士論文を執筆するために、必修の演習科目「論文研究」を通じて実際の指導も行います。

専門であるからには「深さ」が求められますが、同時に文芸学としての「広さ」が重視されます。広さがなければ十分な深さを達成することも困難です。そのため、学生が総合的な取組みを視野に入れつつ、より幅広く深い知識の獲得が可能になるよう、提示する履修モデルは一つの領域を主としつつも、複数の領域に跨っています。学生が修了後の目的を明確に認識し、それに向けて必要な課題に自立的に取り組むことができるように、組織的な指導体制を整備し、研究指導教員、当該領域の専任教員及び他領域の専任教員の三者の連携のもとに、入学から修了までの継続的な個別対応を行います。

各領域の特色は、以下の通りとなっております。

【日本文学領域】

日本文学に関する高度で総合的な研究技能を育成するために、日本の古代から近代までの各時代の詩歌・物語（小説）・言語などを取り扱う科目をバランスよく配置し、それぞれの科目の授業においては、テキスト自体に関わることはもとより、日本の文化・メディアと関連した内容も取り上げます。学生はそれらを通して、自らの研究に資する専門的な知識の習得と研究方法の実践的トレーニングを行ったうえで、修士論文に取り組みます。このような学修体験の蓄積により、修了後、国語に関する教育活動だけでなく、さまざまな文化的分野での社会活動にも貢献する技能を身に付けることができます。

【英文学領域】

イギリス文学、アメリカ文学および英語学・英語教育に関して研究を行ないます。文学研究を中心に置きながら、言語学、比較文化など、多様な分野をも研究対象としております。英語および英米文学に関する高度な専門的知識

および能力を生かし、中学校、高等学校などの教育機関に従事、また国際的な文化交流事業、通信・新聞・出版、通訳等に携わる人材の養成を目的とする、教育目標②・③と対応しています。そのため、英文学領域を中心としつつ、幅広い視野の修得が目指されるように、他の領域の科目を横断的に配置しています。

【演劇学領域】

演劇の本質と、西洋および日本の古典劇、現代劇などに関する授業を通じて演劇の理論と歴史を研究します。演劇空間の成立と特色、など、演劇を成り立たせる、ほかの文学・芸術とは異なった要素も含まれ、多角的な研究方法を選択することが可能であるとともに、戯曲および演劇論の講読により、原書に接する機会も多く、専門性を深めていきます。広範な視野に立った高度な専門的知識をもち、演劇・映画・テレビ等の文化活動に関わる専門職に従事する人材の養成を目的とする、教育目標③と対応しています。そのため、演劇学領域を中心としつつ、幅広い視野の修得が目指されるように、他の領域の科目を横断的に配置しています。

【文芸学領域】

文芸学領域で対象とするのは、日本文学、英文学、演劇学を除く文学・芸術の諸領域であり、文学・芸術・メディアやそれらと関連する文化・思想・社会に関する広い視野からの研究を目指しています。それゆえ学部教育との継続性と専門性に依拠しつつも、さまざまな観点から考察し、もって精深で幅広い学識を涵養できるような科目構成としています。文学・芸術・メディアに関する高度の専門的知識と幅広い視野を活かし、社会的なニーズが高いメディア関係、あるいは国際的な文化交流事業等に携わる人材の養成を目的とする、教育目標①と対応しています。そのため、文芸学領域を中心としつつ、幅広い視野の修得が目指されるように、他の領域の科目を横断的に配置しています。

●国際学研究科

国際学研究科国際学専攻は、

- ・ 国際的な視野に立ち、人文科学・社会科学の双方にわたる学際的・総合的な思考・方法によって研究する能力を育成すること。
- ・ 世界の特定地域の文化及び文化間比較、あるいは国際システムや国際協力について、高度の専門的知見を習得し、学術的・専門家的な姿勢とともに、国際コミュニケーション能力や問題発掘・解決型の実務能力を身につけ、国際社会のさまざまな局面において、各々の研究内容に応じた積極的貢献ができる人材を養成すること。

を人材養成目的としています。

具体的には、地域文化、国際システム、国際協力についての洞察力和、演習や論文作成を通して修練された、先見性・独自性に富む、問題発掘・解決型の実務能力をもった人材の育成を旨としています。

この目的を達成するため、本研究科は、科目区分として、「共通科目」、日本・中国・ヨーロッパ・アメリカの各文化を研究する「国際文化系科目」、国際システム・国際協力を研究する「国際社会系科目」、「関連科目」、「演習科目」、「学位論文」を設定しています。

学生は「共通科目」の一部によって国際学研究の基礎を固め、「国際文化系科目」または「国際社会系科目」によって専門分野についての高い学識を修得し、それをさらに「共通科目」の一部によって他の専門分野と比較して深め、これらを通して修得した能力を「関連科目」によって発展・展開させ、「演習科目」での主体的研究を通して「学位論文」（修士論文）に結実させてゆきます。

本研究科を修了し、所定の科目の単位を修得した者には、高等学校の「英語」「地理歴史」の専修免許、中学校の「英語」「社会」の専修免許が取得できる道が開かれています。

本研究科では、このような教育目的と教育課程とを理解し、意欲をもって研究にいそしむことを期待しています。

●看護学研究科

＜看護学研究科の人材養成目的＞

看護学研究科では、「広い視野に立って精深な学識を身に付け、高度化・複雑化する健康課題に対して展開される看護実践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材を養成する」ことを目的に掲げています。

＜看護学研究科の教育目標＞

- ・看護学及び看護実践に関連する分野の理論と最新の知見を活用することのできる論理的思考力を育成する。
- ・看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を提案することのできる能力を育成する。
- ・高度なアセスメント能力と対人支援能力を基盤とした、看護実践の質の向上を牽引する能力を育成する。
- ・保健医療福祉の政策・制度、組織及びシステムに働きかけ、療養生活並びに健康生活を支える環境を改善する能力を育成する。
- ・ケアの対象者並びに多職種の持つ多様な価値観や背景を理解し、研究及び実践における連携・協働を推進する能力を育成する。

＜看護学研究科のディプロマポリシー＞

- ・療養生活並びに健康生活を支える看護学及び看護実践に関連する理論と最新の知見を活用することのできる能力。
- ・看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を提案することのできる能力。
- ・高度なアセスメント能力と対人支援能力を基盤とした、看護実践の質の向上を牽引する能力。
- ・保健医療福祉の政策・制度、組織及びシステムに働きかけ、療養生活並びに健康生活を支える環境を改善する能力。
- ・ケアの対象者並びに多職種の持つ多様な価値観や背景を理解し、研究及び実践における連携・協働を推進する能力。

＜看護学研究科の領域編成＞

現在、我が国は大きなヘルスケアシステムの転換期にあり、病気を治すことに主眼を置く「治す医療」から、病を抱えながら生活する患者とその家族を対象とし、生活を主眼におきながら支援していく「支える医療」への進展（キュアからケアへ）に対応すること、疾病からの回復を図ることとともに、疾病と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を支援することが求められています。また、国民の求める「住み慣れた地域で尊厳のある生活の継続」を保証するには、健康な時の生活と病気の治療やそれに伴う療養生活とが分断することなく、円滑に移行できる、すなわちケアサイクルが滑らかに循環していなければなりません。そのためには、「療養生活」「健康生活」それぞれの内実が整うための知見、「療養生活」と「健康生活」の間が円滑に移行できるための知見が求められています。加えて、ケアサイクルを循環させるには、「療養生活」「健康生活」が展開される場に根ざしたケアと、複雑なニーズに対応した統合的なケアの２つが不可欠です。このため、生活と支援（ケア）の継続性を重視した名称を用いて、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教育課程は、「療養生活支援看護学領域」と「健康生

活支援看護学領域」の2領域を柱として編成しています。院生は、いずれかを主として専攻する領域として選択します。

【療養生活支援看護学領域】

療養生活支援看護学領域では、病状の回復・安定と療養生活の質向上を支援する看護実践上の課題を見出すために必要な研究能力・看護実践能力の獲得を目的とし、看護管理学、小児看護学、成人看護学、老年看護学の4つの特論を配置するとともに、「療養生活支援看護学総論」及び「療養生活支援看護学演習」を設け、領域としての包括的な知識をもとに教育研究を一体的に行えるよう配慮しています。

【健康生活支援看護学領域】

健康生活支援看護学領域では、健康増進と生活の質の向上を支援する看護実践上の課題を見出すために必要な研究能力・看護実践能力の獲得を目的とし、母性看護学、精神看護学、地域看護学の3つの特論を配置するとともに、「健康生活支援看護学総論」及び「健康生活支援看護学演習」を設け、領域としての包括的な知識をもとに教育研究を一体的に行えるよう配慮しています。

Ⅱ 学籍について

学籍とは、本学大学院の学生としての身分を有することを意味し、本学大学院の入学試験に合格して入学手続を完了した者に入学が許可され、本学大学院の学生としての学籍が与えられます。在学中に本人の氏名・本籍地・住所・保証人等（外国人留学生は在日保証人）等の変更があった場合は、ただちに学生課に届け出てください。

1. 学籍番号

(1) 学籍番号は入学時に決定し、原則として在学中は変更しません。学校に提出する書類には、氏名とともに学籍番号を必ず記入することになっています。

(2) 学籍番号は次のような仕組みになっています。

例)

19	アルファベット	000	K = 家政学研究科	博士前期課程
入学年度	研究科区分	個人番号	N = 家政学研究科	博士後期課程
			V = 文芸学研究科	
			M = 国際学研究科	
			S = 看護学研究科	

2. 学籍異動

A 休学・復学（学則第 53 条・第 54 条）

(1) 病気その他止むを得ない理由によって、1 学期以上就学できない者は、保証人連署のうえ願い出て、休学の許可を得なければなりません。ただし、休学の期間はその学年度内とし、願い出によっては引き続き 1 年以内休学することができます。

(2) 休学の期間は、通算して、修士課程においては 2 年、博士課程においては 3 年を超えることはできません。

(3) 休学の期間は、在学年数に算入しません。

(4) 休学者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ願い出て、許可を得なければなりません。

(5) 復学の時期は学期の始めとします。

B 退学（学則第 55 条）

病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、許可を得なければなりません。ただし、願い出た期日を含む学期の授業料その他の学費を納入していなければなりません。

C 除籍（学則第 58 条）

次のいずれかに該当する者は研究科委員会の議を経て除籍とします。

(1) 本学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない者

(2) 本学則に定める在学年限を超えた者

(3) 本学則に定める休学期間を超えた者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 本学所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない者

D 再入学（学則第 57 条）

退学または規定により除籍となった者（C 除籍の 2 に該当する場合を除く）が、再入学を願い出るときは、選考の上、これを許可することがあります。

再入学の時期は学年の始めとします。

3. 学生証

- (1) 学生証は、学生の身分を証明する重要なものです。常に携帯し、本学教職員の請求があった場合は呈示しなければなりません。試験を受ける時、各種証明書の交付を受ける時、図書館を利用する時にも必ず学生証が必要です。
- (2) 学生証は他人に貸したり、譲ったり、その他不正使用をしてはなりません。不正使用した場合、大学院学則（第 71 条）に反したとして厳しく処分されます。また、紛失、盗難にあつて悪用されないよう十分注意してください。修了、退学により学生としての身分が消滅した場合は、学生証を教務課に返却してください。
- (3) 学生証の記載事項に変更があった場合および学生証を紛失した場合は、ただちに教務課へ届け出てください。

4. 学 費

- (1) 学費は、毎年下記の期限までに、保証人宛に郵送される振込み用紙により、銀行に振り込んでください。授業料等の学費の納入期限は次のとおりです。

前期分	4 月 30 日まで
後期分	10 月 20 日まで

上記期限内に納入されない時は除籍の対象となり、学生としての身分を失います。不測の理由で期限までに納入できない場合は、それぞれの納入期限までに「学費延納願」を提出し、許可された場合は納入期限を延長することができます。

ただし、延長することができる期限は、前期分は 6 月 30 日まで、後期分は 12 月 31 日までです。いずれも学費納入期限内に願い出た場合のみ、その理由により許可されます。

- (2) 学費納入済みの学期を過ぎて退学を願い出る場合、4 月 30 日までに退学願が提出された場合は、3 月 31 日に、10 月 20 日までに提出された場合は、9 月 20 日に遡って退学を許可します。ただし、前記期限を過ぎて願い出た場合は、除籍となります。

なお、除籍期日は、前年度の 3 月 31 日または当該年度の 9 月 20 日付けとなります。

Ⅲ 履修要項

1. 課程修了の要件について

修士課程および博士前期課程

〔1〕標準修業年限は2年です。ただし、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとします。在学期間を延長する場合は、通算して4年間を限度とします。

〔2〕2年以上在学し、修了要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査（および最終試験）に合格した者に対し、修士の学位を授与します。

〔3〕修士課程および博士前期課程の授業科目について所定の修了要件単位数は、次の通りです。

家政学研究科……………30単位以上（特別研究を含む）

文芸学研究科……………30単位以上

（ただし主たる研究領域の授業科目から22単位以上、うち「論文研究」2単位は必修）

国際学研究科……………30単位以上

看護学研究科……………30単位以上

〔4〕学位の種類

研究科	専攻	学位の種類
家政学研究科	被服学専攻	修士（家政学）
	食物学専攻	
	建築・デザイン専攻	
	児童学専攻	
文芸学研究科	文芸学専攻	修士（文芸学）
国際学研究科	国際学専攻	修士（学術）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

博士後期課程

〔1〕標準修業年限は3年です。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとします。在学期間を延長する場合は、通算して6年間を限度とします。

〔2〕博士課程の学位を得るには3年以上在学し、授業科目についての所定の単位を修得し、かつ指導教員の指導を受けて博士論文を作成し、5名以上の論文審査委員の行う論文審査および最終試験に合格することが必要です。詳細は「博士（学術）の学位審査に関する規則」を参照してください。博士論文の審査および最終試験の成績は合格・不合格の評語をもって表わします。

〔3〕博士後期課程の授業科目についての所定の単位数は、次のとおりです。

人間生活論領域および生活科学領域の2つの領域にわたり、8単位以上

〔4〕学位の種類

研究科	専攻	学位の種類
家政学研究科	人間生活学専攻	博士（学術）

2. 授業科目の履修方法について

研究科の教育は、授業と学位論文等における指導を通して行なわれます。この指導に当たる教員を指導教員とします。

修士課程および博士前期課程

毎学年の始め、必ず指導教員の助言・確認を受けたうえで、当該年度に履修する授業科目を決定し、所定の期日までに履修登録をしてください。指導教員の指示によっては、学部の授業科目を履修しなければならない場合もあります。ただし学部の授業は修了要件に含まれません。

博士後期課程

既存の修士課程4専攻の枠を超えた、より広範な人間生活学の展開を目指すという本専攻設置の趣旨に基づき、人間生活論領域および生活科学領域の2つの領域にわたり授業科目を選択履修しなければなりません。

毎学年のはじめ、それぞれの指導教員の指導により当該年度に履修する授業科目を決定し、所定の期日までに履修登録をしてください。

3. 他研究科設置授業科目の履修について

〔1〕家政学研究科博士前期課程、文芸学研究科及び国際学研究科においては、指導教員の指示により、本大学院の他の研究科授業科目を履修した場合、その修得した単位を8単位を超えない範囲で、修了要件単位に含めることができます。また、家政学研究科博士前期課程においては、指導教員の指示により、家政学研究科博士前期課程の他専攻科目を履修した場合も他の研究科授業科目と併せて8単位を超えない範囲で修了要件単位に含めることができます。

〔2〕看護学研究科においては、指導教員の指示により、本大学院の他の研究科授業科目を履修することができます。ただし、修了要件単位に含めることはできません。

〔3〕本大学院の他の研究科の授業科目を履修する場合、所定の「他研究科授業科目履修願」を教務課へ提出し、許可を得なければなりません。

4. 首都大学院コンソーシアムについて

本大学院では、「首都大学院コンソーシアム」に加盟しており、加盟大学院の授業を指導教員の許可を得て履修することができます。ただし、認定される単位は他研究科の履修と併せて家政学研究科前期課程は8単位、後期課程は4単位、文芸学研究科および国際学研究科は10単位までです。なお、看護学研究科においては、修了要件単位に含めることはできません。

- (1) 手続きは4月初旬に教務課で行います。
- (2) 申請用紙は教務課に備え付けてあります。指導教員の許可を得たのち必要事項を記入のうえ、教務課に提出してください。
- (3) 加盟大学院の履修要項、時間割等は教務課で閲覧することができます。
- (4) シラバスは加盟大学院のホームページを参照してください。URL がわからない場合は教務課にお問い合わせください。
- (5) 加盟大学院の授業を聴講する場合は、協定聴講生として1科目（4単位）2,000円、（2単位の場合は1,000円）を、受け入れ先大学院に納入する必要があります。実験実習料等については実費を別途納入する場合もあります。

なお、加盟大学院は次のとおりです。

順天堂大学、専修大学、玉川大学、中央大学、東京電機大学、東京理科大学、東洋大学、日本大学、法政大学、明治大学

5. 既修得単位等の認定について

教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する以前に他の大学院において修得した授業科目の単位を、修士課程および博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとして認定する場合があります。（看護学研究科をのぞく）

該当者は所定の期日までに教務課に申し出てください。

6. 教育課程（カリキュラム）および履修方法

●家政学研究科 博士前期課程（修士課程）

被服学専攻

授 業 科 目		年次	単位		備 考
			必修	選択	
被服材料学特論	講義	1・2		2	
被服材料学演習	演習	1・2		2	
被服管理学特論	講義	1・2		2	
被服管理学演習	演習	1・2		2	
染色学特論	講義	1・2		2	
被服環境学特論	講義	1・2		2	
被服環境学演習	演習	1・2		2	
アパレル行動論特論	講義	1・2		2	
アパレル行動論演習	演習	1・2		2	
被服造形学特論	講義	1・2		2	
被服造形学演習	演習	1・2		2	
被服平面造形学特論	講義	1・2		2	
被服平面造形学演習	演習	1・2		2	
被服意匠学特論	講義	1・2		2	
被服意匠学演習	演習	1・2		2	
被服心理学特論	講義	1・2		2	
被服心理学演習	演習	1・2		2	
服装史特論	講義	1・2		2	
染織文化史特論	講義	1・2		2	
染織文化史演習	演習	1・2		2	
被服コンピュータ応用特論	講義	1・2		2	
被服コンピュータ応用演習	演習	1・2		2	
被服学特別研究	演習	1～2	10		1～2年次にわたって履修
修了要件単位			10	20	

食物学専攻

授 業 科 目		年次	単位		備 考
			必修	選択	
栄養学特論Ⅰ	講義	1・2		2	
栄養学特論Ⅱ	講義	1・2		2	
栄養学演習Ⅰ	演習	1・2		2	
栄養学演習Ⅱ	演習	1・2		2	
栄養生理学特論Ⅰ	講義	1・2		2	
栄養生理学特論Ⅱ	講義	1・2		2	
栄養生理学特論Ⅲ	講義	1・2		2	
栄養生理学演習Ⅰ	演習	1・2		2	
栄養生理学演習Ⅱ	演習	1・2		2	
栄養生理学演習Ⅲ	演習	1・2		2	
栄養教育論特論Ⅰ	講義	1・2		2	
栄養教育論特論Ⅱ	講義	1・2		2	
栄養教育論演習Ⅰ	演習	1・2		2	
栄養教育論演習Ⅱ	演習	1・2		2	
食品学特論Ⅰ	講義	1・2		2	
食品学特論Ⅱ	講義	1・2		2	
食品学特論Ⅲ	講義	1・2		2	
食品学特論Ⅳ	講義	1・2		2	
食品学演習Ⅰ	演習	1・2		2	
食品学演習Ⅱ	演習	1・2		2	
食品学演習Ⅲ	演習	1・2		2	
食品学演習Ⅳ	演習	1・2		2	
調理学特論Ⅰ	講義	1・2		2	
調理学特論Ⅱ	講義	1・2		2	
調理学演習	演習	1・2		2	
食物学特別講義Ⅰ	講義	1・2		2	
食物学特別講義Ⅱ	講義	1・2		2	
食物学特別講義Ⅲ	講義	1・2		2	
食物学特別研究	演習	1～2	10		1～2年次にわたって履修
修了要件単位			10	20	

建築・デザイン専攻

授 業 科 目		年次	単位		備 考
			必修	選択	
建築・デザイン特別研究第1	演習	1	4		
建築・デザイン特別研究第2	演習	1	4		
建築・デザイン特別研究第3	演習	2	6		
特論 建築形態論Ⅰ	講義	1		2	
特論 建築形態論Ⅱ	講義	1		2	
特論 建築空間計画Ⅰ	講義	1		2	
特論 建築空間計画Ⅱ	講義	1		2	
特論 構造デザインⅠ	講義	1		2	
特論 構造デザインⅡ	講義	1		2	
特論 環境デザインⅠ	講義	1		2	
特論 環境デザインⅡ	講義	1		2	
特論 都市景観デザインⅠ	講義	1		2	
特論 都市景観デザインⅡ	講義	1		2	
建築設計Ⅰ	演習	1		4	
建築設計Ⅱ	演習	1		4	
インターンシップA	実験・実習	1・2			修了要件単位には含まれません
インターンシップB	実験・実習	1・2			〃
インターンシップC	実験・実習	1・2			〃
インターンシップD	実験・実習	1・2			〃
特論 伝達デザインⅠ	演習	1		2	
特論 伝達デザインⅡ	演習	1		2	
特論 プロダクトデザインⅠ	演習	1		2	
特論 プロダクトデザインⅡ	演習	1		2	
特論 マーケティング	講義	1		2	
特論 パブリックデザインⅠ	講義	1		2	
特論 パブリックデザインⅡ	講義	1		2	
特論 住生活デザインⅠ	講義	1		2	
特論 住生活デザインⅡ	講義	1		2	
特論 住生活史Ⅰ	講義	1		2	
特論 住生活史Ⅱ	講義	1		2	
修 了 要 件 単 位			14	16	

本専攻では、カリキュラムの一環として、1 級建築士受験要件の一つの「2 年間の実務」に対応できるインターンシップが組み込まれています。

他のインターンシップ関連科目履修による単位と合わせて、30 単位もしくは 15 単位を履修することにより、大学院修士課程において「2 年分」もしくは「1 年分」に相当する実務経験を積んだとみなされます。

インターンシップ関連科目は以下の通りです。

《インターンシップ関連科目》

授 業 科 目		年次	単位	備 考
インターンシップA	実験・実習	1・2	4	実務経験 2 年分の場合には 14 単位以上、1 年分の場合には 4 単位以上
インターンシップB	実験・実習	1・2	3	
インターンシップC	実験・実習	1・2	3	
インターンシップD	実験・実習	1・2	4	
建築設計Ⅰ	演習	1	4	
建築設計Ⅱ	演習	1	4	
特論 構造デザインⅠ	講義	1	2	
特論 建築形態論Ⅱ	講義	1	2	
特論 建築空間計画Ⅰ	講義	1	2	
特論 環境デザインⅡ	講義	1	2	

児 童 学 専 攻

授 業 科 目		年次	単位		備 考
			必修	選択	
現代社会と児童特論	講義	1・2		2	
現代社会と児童演習	演習	1・2		2	
人間関係学特論	講義	1・2		2	
人間関係学演習	演習	1・2		2	
幼児教育・保育学特論	講義	1・2		2	
幼児教育・保育学演習	演習	1・2		2	
教育学特論	講義	1・2		2	
教育学演習	演習	1・2		2	
教育課程・教授法特論	講義	1・2		2	
教育課程・教授法演習	演習	1・2		2	
発達臨床学特論	講義	1・2		2	
発達臨床学演習	演習	1・2		2	
子ども家庭生活特論	講義	1・2		2	
子ども家庭生活演習	演習	1・2		2	
保育・教育支援特論	講義	1・2		2	
保育・教育支援演習	演習	1・2		2	
発達心理学特論	講義	1・2		2	
発達心理学演習	演習	1・2		2	
発達障害支援特論	講義	1・2		2	
発達障害支援演習	演習	1・2		2	
表現文化研究特論Ⅰ	講義	1・2		2	
表現文化研究特論Ⅱ	講義	1・2		2	
表現文化研究演習Ⅰ	演習	1・2		2	
表現文化研究演習Ⅱ	演習	1・2		2	
臨床事例研究	実験・実習	1・2		2	
児童学特別研究	演習	1～2	10		1～2年次にわたって履修
修 了 要 件 単 位			10	20	

研究指導の流れ 家政学研究科博士前期課程（被服学専攻、食物学専攻、建築・デザイン専攻、児童学専攻）

時 期	学 生	指 導 教 員	備 考
1 年次	4 月 ガイダンスを受ける 履修相談 履修科目決定 大学院コンソーシアム 申請 他研究科科目の履修 指導教員届 授業開始前 6 月～9 月 9 月 研究倫理教育プログラム 受講 修士 2 年次の中間報告会 に参加 前期成績確認 10 月 3 月 成績確認 次年度開講科目を確認 履修登録準備	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印 履修許可印 確認印 指導学生の研究倫理教育 プログラム受講状況の確 認	1 年間の履修科目を決定（履修科 目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出 学生は web のプログラムを受講 研究倫理教育プログラム受講状況 を研究科でまとめ、学長に報告
2 年次	4 月 ガイダンスを受ける 履修科目決定 大学院コンソーシアム 申請 他研究科科目の履修 指導教員届 修士論文題目を決定 修士論文題目届提出 授業開始前 5 月 6 月上旬 9 月 中間報告の準備 中間報告会で発表 修士論文提出方法の確認 題目変更確認 修士論文提出 題目変更届は修論提出と 同時 1 月 25 日 2 月 修士論文発表会で発表 2 月下旬 3 月 15 日 学位記授与	ガイダンス実施 履修相談・指導 履修許可印 履修許可印 確認印 確認印 修士論文進捗状況の確認 修士論文最終確認 修士論文審査基準に基づ き論文審査開始 最終審査 修士論文審査資料作成 修士論文審査報告	1 年間の履修科目を決定（履修科 目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出 学生が 5 月末までに教務課に提出 家政学研究科委員会：修士論文題 目承認 履修ガイド参照 学生が 16：00 までに教務課に提 出 家政学研究科委員会：主査と審査 委員決定 指導教員が審査結果を教務課へ提 出 家政学研究科委員会：修了判定
卒業後	4 月		HP、学園報に氏名、論文題目が掲 載される

●家政学研究科 博士後期課程

人間生活学専攻

〔人間生活論領域〕

授 業 科 目		単位		備 考
		必修	選択	
身体機能論Ⅰ（病態生理研究）	講義		2	
身体機能論Ⅱ（物質代謝研究）	講義		2	
身体機能論Ⅲ（健康科学研究）	講義		2	
身体機能論Ⅳ（応用生理研究）	講義		2	
生活主体者論Ⅰ（人間発達研究）	講義		2	
生活主体者論Ⅱ（社会福祉研究）	講義		2	
生活主体者論Ⅲ（人間形成研究）	講義		2	
生活主体者論Ⅳ（発達科学研究）	講義		2	
生活文化論Ⅰ（生活空間研究）	講義		2	
生活文化論Ⅱ（生活環境形成研究）	講義		2	
生活文化論Ⅲ（生活デザイン研究）	講義		2	
生活文化論Ⅳ（人間空間デザイン研究）	講義		2	
生活文化論Ⅴ（生活環境研究）	講義		2	
生活文化論Ⅵ（生活文化比較研究）	講義		2	
生活文化論Ⅶ（生活経済研究）	講義		2	

〔生活科学領域〕

授 業 科 目		単位		備 考
		必修	選択	
食生活素材論Ⅰ（食品素材研究）	講義		2	
食生活素材論Ⅱ（食品機能研究）	講義		2	
食生活素材論Ⅲ（食品微生物研究）	講義		2	
食生活素材論Ⅳ（食品物理化学研究）	講義		2	
衣生活素材論Ⅰ（被服素材研究）	講義		2	
衣生活素材論Ⅱ（被服管理研究）	講義		2	
衣生活素材論Ⅲ（被服機構研究）	講義		2	
食生活計画論Ⅰ（調理設計研究）	講義		2	
食生活計画論Ⅱ（栄養教育研究）	講義		2	
食生活計画論Ⅲ（給食経営管理研究）	講義		2	
衣生活計画論Ⅰ（服飾文化研究）	講義		2	
衣生活計画論Ⅱ（被服心理情報研究）	講義		2	
衣生活計画論Ⅲ（被服造形研究）	講義		2	
衣生活計画論Ⅳ（被服情報工学研究）	講義		2	

2領域にわたり8単位以上

〈研究分野および指導教員〉

研 究 分 野		指 導 教 員
人間生活論領域		
身体機能論	物質代謝研究	教 授 深 津 佳世子
	応用生理研究	教 授 吉 浦 健 太
生活主体者論	人間発達研究	教 授 権 藤 桂 子
	社会福祉研究	教 授 小 原 敏 郎
	人間形成研究	教 授 白 川 佳 子
	発達科学研究	教 授 河 原 紀 子
生活文化論	生活空間研究	教 授 松 本 年 史
	生活環境形成研究	教 授 高 橋 大 輔
	生活デザイン研究	教 授 宮 武 恵 子
	人間空間デザイン研究	教 授 藤 本 麻紀子
	生活環境研究	教 授 堀 啓 二
生活科学領域		
食生活素材論	食品素材研究	教 授 村 上 昌 弘
	食品機能研究	教 授 川 上 浩
	食品微生物研究	教 授 伊 藤 裕 才
	食品物理化学研究	教 授 熊 谷 仁
衣生活素材論	被服管理研究	教 授 後 藤 純 子
	被服素材研究	教 授 村 瀬 浩 貴
食生活計画論	調理設計研究	教 授 近 堂 知 子
	栄養教育研究	教 授 瀬 戸 美 江
	給食経営管理研究	教 授 木 下 伊規子
衣生活計画論	服飾文化研究	教 授 長 崎 巖
	被服心理情報研究	教 授 藤 田 雅 夫
	被服造形研究	教 授 丸 田 直 美
	被服情報工学研究	教 授 古 川 貴 雄

研究指導の流れ 家政学研究科博士後期課程（人間生活学専攻）

時 期		学 生	指 導 教 員	備 考
1 年次	4 月	ガイダンスを受ける 履修相談 指導教員決定 履修科目決定 大学院コンソーシアム申請	ガイダンス実施 指導教員 3 名（うち 1 名が主たる指導教員になる） 履修指導 履修許可印	1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出
	授業開始前 6 月～9 月	指導教員届 研究倫理教育プログラム受講	確認印	学生が教務課に提出 学生は web のプログラムを受講終了証を指導教員に提出
	9 月	3 年次の中間発表会参加 前期成績確認		
	10 月		指導学生の研究倫理教育プログラム受講状況の確認	研究科で研究倫理教育プログラム受講状況をまとめ、学長に報告
	3 月	成績確認 中間報告の準備 中間報告会で発表 次年度開講科目確認 履修登録準備	進捗状況確認 報告指導	
2 年次	4 月	ガイダンスを受ける 履修科目決定 大学院コンソーシアム申請	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印	1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出
	授業開始前 5 月末	指導教員届 博士論文題目決定 研究計画書作成	確認印	学生が教務課に提出
	6 月上旬	博士論文題目確定 博士論文進捗状況の確認	確認印	学生が 5 月末までに教務課に提出 家政学研究科委員会で承認
	9 月 3 月	3 年次の中間発表会参加 成績確認 中間報告の準備 中間報告会で発表	進捗状況確認 報告指導	履修ガイド参照
3 年次	4 月	ガイダンスを受ける 論文完成の計画を立てる	ガイダンス実施 博士論文進捗状況確認 提出時期を確認する 進捗状況確認 報告指導	提出時期は年 4 回 4/15,7/15,10/15,1/15
	7 月 9 月	中間報告の準備 中間報告会で発表 提出時期決定 提出物、部数の確認 共著者の承認 博士論文提出		履修ガイド参照
	1 月 15 日 提出期限後直近の研究科委員会		最終確認 審査に入ることにについて 研究科委員会で説明 論文審査委員会立ち上げ （主査 1 名審査委員 4 名） 論文審査	家政学研究科委員会で承認
	2 月	公聴会で発表	最終判定 判定資料作成 学位授与判定	指導教員が審査結果を教務課へ提出
	2 月下旬 3 月 15 日	学位記授与		家政学研究科委員会で承認
卒業後	4 月			学園報に論文題目と授与者名を掲載
	授与日から 3 ヶ月以内	博士論文インターネット公表準備	提出指導、確認印	学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットで公表 必要書類を教務課へ提出
	授与日から 1 年以内			学位論文全文をインターネット公表 学位論文の要約をインターネット公表（全文の公表ができない場合）

●文芸学研究科

文芸学専攻 ★は通年科目

授 業 科 目	年次	単 位		備 考
		必修	選択	
日本文学領域				
★ 古代日本文学研究 A (散文)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 古代日本文学研究 B (韻文)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 中・近世日本文学研究 A (散文)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 中・近世日本文学研究 B (韻文)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 近代日本文学研究 A (散文)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 近代日本文学研究 B (韻文)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 日本語研究 A (古代語)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 日本語研究 B (近代語)	演習 1・2		4	原則隔年開講
★ 漢文学研究	演習 1・2		4	○
★ 書誌学研究	演習 1・2		4	○
★ 日本文学基礎研究 A (古代文学)	講義 1・2		4	○
★ 日本文学基礎研究 B (近代文学)	講義 1・2		4	○
英文学領域				
英文表現法Ⅰ (英文表現の基礎)	演習 1		2	前期
英文表現法Ⅱ (英文表現の応用)	演習 1		2	後期
論文英語表現法Ⅰ (論文英語の基礎)	演習 2		2	前期
論文英語表現法Ⅱ (論文英語の応用)	演習 2		2	後期
★ 英語学特講 A (文学研究のための英語学)	講義 1・2		4	隔年開講 ○
★ 英語学特講 B (コミュニケーションと英語学)	講義 1・2		4	隔年開講 ○
★ 中・近世英文学研究 A (中世英文学)	講義 1・2		4	隔年開講 ○
★ 中・近世英文学研究 B (近世英文学)	講義 1・2		4	隔年開講 ○
近・現代英文学研究Ⅰ (近代イギリス文学)	演習 1・2		2	前期
近・現代英文学研究Ⅱ (現代イギリス文学)	演習 1・2		2	後期
近・現代米文学研究Ⅰ (近代アメリカ文学)	演習 1・2		2	前期
近・現代米文学研究Ⅱ (現代アメリカ文学)	演習 1・2		2	後期
近・現代英米文学特講Ⅰ (イギリス文学批評)	講義 1・2		2	前期
近・現代英米文学特講Ⅱ (アメリカ文学批評)	講義 1・2		2	後期
近・現代英米文学講読 A (英米の戯曲)	演習 1・2		2	後期
近・現代英米文学講読 B (英米の詩)	演習 1・2		2	後期
演劇学領域				
★ 劇文学論	講義 1・2		4	○
★ 舞台美術論	講義 1・2		4	○
★ 中・近世日本演劇研究	講義 1・2		4	
★ 近・現代日本演劇研究	講義 1・2		4	
★ 英米演劇研究	演習 1・2		4	○
★ ヨーロッパ演劇研究	演習 1・2		4	○
★ 演劇学文献研究 A (中・近世日本演劇)	演習 1・2		4	
★ 演劇学文献研究 B (近・現代日本演劇)	演習 1・2		4	
文芸学領域				
★ 芸術論基礎研究	講義 1・2		4	
★ 比較芸術研究	演習 1・2		4	
★ 比較文学研究	演習 1・2		4	
★ 文芸と歴史研究	演習 1・2		4	○
★ 文芸とメディア研究	演習 1・2		4	○
文芸学特講Ⅰ A (フランスの文学と社会)	講義 1・2		2	前期 ○
文芸学特講Ⅰ B (フランスの文学と文化)	講義 1・2		2	後期 ○
文芸学特講Ⅱ A (欧米の書誌学)	講義 1・2		2	前期 ○
文芸学特講Ⅱ B (メディアの日米比較)	講義 1・2		2	後期 ○
文芸学特講Ⅲ A (世界の文学と文化)	講義 1・2		2	前期 ○
文芸学特講Ⅲ B (日本の文学と美術)	講義 1・2		2	後期 ○
論文指導				
論文研究	演習 2	2		原則として後期
修了要件単位		2	28	

・○は「大学院開放科目」として学部生（4年次のみ）の履修も認めている科目です。

研究指導の流れ 文芸学研究科修士課程（文芸学専攻）

時 期		学 生	指 導 教 員	備 考
1 年次	4 月	ガイダンスを受ける 履修相談 指導教員決定 （指導教員 1 名 指導補助教員 2 名） 履修科目決定 大学院コンソーシアム申請 他研究科科目の履修	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印 履修許可印	1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出 文芸学研究科委員会：開講科目と指導教員、指導補助教員を承認 学生は web のプログラムを受講
	6 月～9 月	研究倫理教育プログラム受講		
	9 月 10 月	前期成績確認	指導学生の研究倫理教育プログラム受講状況の確認	研究科で研究倫理教育プログラム受講状況をまとめ、学長に報告
	12 月	修士論文題目決定	修士論文題目確認	文芸学研究科委員会：修士論文題目承認
	3 月	成績確認 次年度開講科目を確認 履修登録準備		
2 年次	4 月	ガイダンスを受ける 履修相談 大学院コンソーシアム申請 他研究科科目の履修 修士論文の題目の確認	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印 履修許可印 題目変更等の確認	1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出 文芸学研究科委員会：開講科目と指導教員 1 名、指導補助教員 2 名を確認
	9 月	修士論文提出方法を確認 修士論文審査基準を確認 題目変更があれば手続き	修士論文進捗状況の確認 題目変更許可 主査、副査の決定 最終確認	履修ガイド参照 文芸学研究科委員会：承認 履修ガイド参照
	12 月	提出形態等の最終チェック		
	1 月 25 日	修士論文提出		学生は 16：00 までに教務課に提出 文芸学研究科委員会：提出された論文の審査に入ることを承認
	提出期限後直近の研究科委員会		修士論文審査基準に基づき論文審査開始	
	2 月	修士論文口頭試問		
	2 月下旬 判定翌日	kyonet 学籍情報で修了を確認	判定資料作成 論文審査報告	文芸学研究科委員会：学位授与判定
	3 月 15 日	学位記授与		
卒業後	4 月			HP、学園報に氏名、論文題目を掲載

●国際学研究科

国際学専攻

科目区分	科目群	授 業 科 目	年次	単位	修了要件	
共通科目		国際学研究入門	1	2	2	
		国際学総合研究	2	2	2	
国際文化系科目	日本文化研究	日本文化研究Ⅰ（歴史）	1・2	2	↑	(8)
		日本文化研究Ⅱ（歴史）	1・2	2		
		日本文化研究Ⅲ（社会）	1・2	2		
		日本文化研究Ⅳ（社会）	1・2	2		
		日本文化研究Ⅴ（言語文化）	1・2	2		
		日本文化研究Ⅵ（言語文化）	1・2	2		
		日本文化研究Ⅶ（日本語）	1・2	2		
		日本文化研究Ⅷ（日本語）	1・2	2		
		日本語表現法Ⅰ（口頭表現）	1・2	2		
		日本語表現法Ⅱ（文章表現）	1・2	2		
	中国文化研究	中国文化研究Ⅰ（歴史）	1・2	2		(8)
		中国文化研究Ⅱ（歴史）	1・2	2		
		中国文化研究Ⅲ（社会）	1・2	2		
		中国文化研究Ⅳ（社会）	1・2	2		
		中国文化研究Ⅴ（芸術）	1・2	2		
		中国文化研究Ⅵ（芸術）	1・2	2		
		中国文化研究Ⅶ（言語文化）	1・2	2		
		中国文化研究Ⅷ（言語文化）	1・2	2		
		中国語表現法Ⅰ	1・2	2		
		中国語表現法Ⅱ	1・2	2		
	ヨーロッパ文化研究	ヨーロッパ文化研究Ⅰ（歴史）	1・2	2		(8)
		ヨーロッパ文化研究Ⅱ（歴史）	1・2	2		
		ヨーロッパ文化研究Ⅲ（社会）	1・2	2		
		ヨーロッパ文化研究Ⅳ（地域）	1・2	2		
		ヨーロッパ文化研究Ⅴ（芸術）	1・2	2		
		ヨーロッパ文化研究Ⅵ（芸術）	1・2	2		
		ヨーロッパ文化研究Ⅶ（言語文化）	1・2	2		
		ヨーロッパ文化研究Ⅷ（言語文化）	1・2	2		
		英語表現法Ⅰ※1	1・2	2		
		英語表現法Ⅱ※2	1・2	2		
		フランス語表現法Ⅰ	1・2	2		
		フランス語表現法Ⅱ	1・2	2		
	アメリカ文化研究	アメリカ文化研究Ⅰ（歴史）	1・2	2		(8)
		アメリカ文化研究Ⅱ（歴史）	1・2	2		
		アメリカ文化研究Ⅲ（社会）	1・2	2		
		アメリカ文化研究Ⅳ（社会）	1・2	2		
		アメリカ文化研究Ⅴ（芸術）	1・2	2		

科目区分	科目群	授 業 科 目	年次	単位	修了要件	
国際文化系科目	アメリカ文化研究	アメリカ文化研究Ⅵ（芸術）	1・2	2		(8)
		アメリカ文化研究Ⅶ（言語文化）	1・2	2		
		アメリカ文化研究Ⅷ（言語文化）	1・2	2		
		英語表現法Ⅰ※1	1・2	2		
		英語表現法Ⅱ※2	1・2	2		
国際社会系科目	国際システム研究	国際システム研究Ⅰ（経済動態）	1・2	2		(8)
		国際システム研究Ⅱ（経済動態）	1・2	2		
		国際システム研究Ⅲ（国際関係）	1・2	2		
		国際システム研究Ⅳ（経営）	1・2	2		
		国際システム研究Ⅴ（経営）	1・2	2		
		国際システム研究Ⅵ（経済社会課題）	1・2	2		
		国際システム研究Ⅶ（経済社会課題）	1・2	2		
	国際協力研究	国際協力研究Ⅰ（グローバルガバナンス）	1・2	2		(8)
		国際協力研究Ⅱ（グローバルガバナンス）	1・2	2		
		国際協力研究Ⅲ（グローバルガバナンス）	1・2	2		
		国際協力研究Ⅳ（サステナビリティ）	1・2	2		
		国際協力研究Ⅴ（サステナビリティ）	1・2	2		
		国際協力研究Ⅵ（南北問題）	1・2	2		
		国際協力研究Ⅶ（南北問題）	1・2	2		
関連科目		フィールドワークⅠ	1・2	2		
		フィールドワークⅡ	1・2	2		
		インターンシップ	1・2	2		
		国際文化交流研究Ⅰ（文化政策）	1・2	2		
		国際文化交流研究Ⅱ（日本における外国人）	1・2	2		
		国際コミュニケーション研究Ⅰ	1・2	2		
		国際コミュニケーション研究Ⅱ	1・2	2		
		地域研究論Ⅰ	1・2	2		
		地域研究論Ⅱ	1・2	2		
演習科目		国際学演習Ⅰ	1	2		2
		国際学演習Ⅱ	1	2		2
		国際学演習Ⅲ	2	2		2
		国際学演習Ⅳ	2	2		2
学位論文		修士論文	2			(必修)
合 計					30	

※1※2は各々同一科目

研究指導の流れ 国際学研究科修士課程（国際学専攻）

時 期		学 生	指 導 教 員	備 考
1 年次	4 月	ガイダンスを受ける 履修相談 指導教員決定 履修科目決定 大学院コンソーシアム申請 他研究科科目の履修	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印 履修許可印	指導教員 1 名 1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出
	6 月～9 月	研究倫理教育プログラム受講		学生は web のプログラムを受講
	7 月	研究計画発表会の準備 研究計画発表会で発表		
	10 月	前期成績確認	指導学生の研究倫理教育プログラム受講状況の確認	研究科で研究倫理教育プログラム受講状況をまとめ、学長に報告
	3 月	成績確認 次年度時間割確認 履修登録準備		
2 年次	4 月	ガイダンスを受ける 履修科目決定 大学院コンソーシアム申請 他研究科科目の履修	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印 履修許可印	1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生が教務課に提出 学生が教務課に提出
		修士論文題目決定 指導補助教員決定	題目の確認 指導教員 1 名 指導補助教員 2 名	国際学研究科委員会で承認
	7 月	修士論文進捗状況の確認 中間報告の準備 中間報告会で発表 修士論文提出方法の確認 題目変更確認		履修ガイド参照
	1 月	主査・副査の決定	主査 1 名 副査 2 名	国際学研究科委員会で承認
	1 月 25 日	修士論文提出 題目変更届は修論提出と同時に	最終確認	（論文提出後に審査開始） 学生は 16：00 までに教務課に提出
	2 月	口頭試問・最終審査		指導教員が審査結果（写）を教務課へ提出
	2 月下旬 3 月 15 日	修了判定 学位記授与	判定報告	国際学研究科委員会で承認
卒業後	4 月			学園報に論文題目と授与者名を掲載

国際学研究科の履修上の注意

- [1] 授業科目表に掲げる授業科目を履修し、定められた単位数を修得してください。
- [2] 「共通科目」の「国際学研究入門」（2 単位）、「国際学総合研究」（2 単位）は、国際学の学問的領域を理解し、研究の方法を身につけるためのもので、必修です。
- [3] 「国際文化系科目」「国際社会系科目」は、本研究科での教育研究の柱となる科目群です。「国際文化系科目」には 4 つの文化系科目群が、「国際社会系科目」には 2 つの社会系科目群が含まれ、そのいずれか 1 つを選択します。
そして、選択した特定の科目群から 4 科目以上を履修して 8 単位以上を修得し、かつ全「国際文化系・国際社会系科目群」および「関連科目」からの選択履修により 10 単位以上を修得します。
- [4] 「演習科目」の「国際学演習Ⅰ」（2 単位）、「国際学演習Ⅱ」（2 単位）、「国際学演習Ⅲ」（2 単位）、「国際学演習Ⅳ」（2 単位）は、国際学についての研究能力を主体的に身につけるためのもので、すべて必修です。これらの演習はいずれも、学生が研究する学問分野に近い指導教員が担当します。
- [5] 本大学院他研究科および他大学院、「首都大学院コンソーシアム」、その他海外留学先等で修得した単位で、研究科委員会で認められた場合は、修了要件の選択必修 18 単位に含めることができます。
- [6] 「学位論文」についての要項は、別項に掲げてあります。
- [7] 4 月 10 日前後までに指導教員を決め、その教員と相談の上、当該年度に履修する授業科目を決定し履修登録を行ってください。
- [8] 学部の授業を履修する場合には、指導教員及び授業科目担当教員の許可を受け、4 月の履修登録時に所定の用紙により教務課に届け出てください。ただし、修了要件単位に含めることはできません。

インターンシップについて

<目的・概要>

国際学研究科では、「インターンシップ」が「関連科目」の実習科目 2 単位としてカリキュラムに組み込まれています。

本科目の目的は、実際の就業体験を通じて、講義等で学んだ知識や技能を職場における実践に適用し、理論と実践を結びつけて理解する能力を養うとともに、企業人としての役割を学び、あるいは組織人として連携や協働を通して、職務を遂行する能力を養うことを目的とします。

<実施のための手続等>

1. 指導教員と相談のうえ、実施時期・実施先を決定する。
実施先の企業・団体は、就職進路課の扱っている企業・団体、一般のHP等に掲載されている中から学生自身が探したものであっても、実習条件を満たした適切な企業・団体であれば対象とする。
2. 事前学習・事後学習を含め、指導教員と相談のうえ実習計画をたて、『インターンシップ計画書』を作成し、指導教員を通して大学院運営委員会に提出する。
3. 学生は、実施先と実施に関して必要な提出書類等の手続きを進める。
(1) 書類には、「履歴書・自己紹介書」「評価書」「契約書・覚書」「誓約書」「実習日誌」「評価表」などがあるが、企業・団体により異なるので確認をすること。（指定書式がない場合は、指導教員に申し出て、本研究科の書式を使用）

(2) 実習を行う際は、事故により怪我をしたり、または物を壊したり、他人を傷つけたりした場合のために「保険」に加入する必要がある。実習先独自の保険がない場合は、大学で扱う保険に加入すること。

4. 実習期間中は、必要に応じて指導教員に実施状況を報告する。
5. 事後学習を含め実習終了後に、学生は指導教員に報告書および修了証を提出するとともに、実習報告を行う。
報告の際は必要に応じて大学院生や学部生、教員の参加も可能とする。
6. 指導教員は、インターンシップについて評価（可否）を出し、研究科委員会に単位認定を諮る。

<実施時期および期間>

内容や実施先により、実施時期および実施期間は大きく異なることがあるため、特に制限はしないが、単位認定の際、実習期間としては実働 10 日間以上、かつ 60 時間以上を目安とする。

科目区分		授 業 科 目	年次	単位	
				必修	選択
共通科目		研究方法Ⅰ（看護研究概説）	1 前	2	
		研究方法Ⅱ（量的・質的研究法）	1 後	2	
		看護倫理	1・2 後		2
		フィジカルアセスメント	1・2 前		2
		対人援助論	1・2 前		2
		看護教育論	1・2 後		2
		保健医療福祉政策論	1・2 後		2
		多職種連携	1・2 前		2
専門教育科目	療養生活支援看護学 領域	療養生活支援看護学総論	1 前		2
		看護管理学特論	1 前		2
		小児看護学特論	1 前		2
		成人看護学特論	1 前		2
		老年看護学特論	1 前		2
		療養生活支援看護学演習	1 後		4
	健康生活支援看護学 領域	健康生活支援看護学総論	1 前		2
		母性看護学特論	1 前		2
		精神看護学特論	1 前		2
		地域看護学特論	1 前		2
		健康生活支援看護学演習	1 後		4
	★ 特 別 研 究		2 通	8	
修了要件単位		－	12	18	

看護学研究科の履修上の注意

[1] 「共通科目」の「研究方法Ⅰ（看護研究概説）」（2単位）、「研究方法Ⅱ（量的・質的研究法）」（2単位）、並びに「特別研究」（8単位）は必修科目です。

[2] 修了要件では、合計30単位を修得することに加え、以下の①～③の条件を満たすことが必要です。

① 「共通科目」において必修科目4単位を含め10単位以上修得

② 「専門教育科目」において主として専攻する領域の総論2単位、特論2単位及び演習4単位の計8単位以上修得

③ 「特別研究」8単位修得

なお、その他の4単位については、「共通科目」「専門教育科目」のいずれかの単位を修得してください。

[3] 教育効果を高めるため、科目の履修にあたっては、必ず指導教員の履修指導を受けるようにしてください。

研究指導の流れ 看護学研究科修士課程（看護学専攻）

時 期	学 生	指 導 教 員	備 考
1 年次	4 月 ガイダンスを受ける 履修相談 履修計画を作成 大学院コンソーシアム申請 研究課題の概要提出 主指導教員・副指導教員の希望提出 5 月 修士 2 年次の研究計画報告会に参加 6 月～9 月 研究倫理教育プログラム受講 9 月 前期成績確認 10 月 修士 2 年次の中間報告会に参加 研究計画書の作成開始 修士論文発表会に参加 成績確認 2 月 3 月 ガイダンスを受ける 必要時履修計画を修正 適宜、研究倫理審査を受ける	ガイダンス実施 履修指導 履修許可印 指導学生の研究倫理教育プログラム受講状況の確認 研究計画書作成の指導 履修ガイダンス実施（教務担当） 履修相談・指導 研究倫理審査申請書作成の指導	1 年間の履修科目を決定（履修科目の追加、削除、履修中止はない） 学生・指導教員・研究科委員会で 1 部ずつ保管 学生が教務課に提出 学生が指導教員へ提出、看護学研究科委員会で承認 看護学研究科委員会で承認 学生は web のプログラムを受講 研究科で研究倫理教育プログラム受講状況をまとめ、学長に報告
2 年次	4 月 大学院コンソーシアム申請 5 月 研究計画報告会で発表 修士論文題目・研究計画書の提出 研究の実施 10 月 11 月 30 日 中間報告会で発表 修士論文審査開始申請書の提出 12 月 主査・副査の確認 1 月 25 日 修士論文提出方法の確認 修士論文・論文要旨提出 題目変更届は修論提出と同時に 2 月 修士論文発表会・審査会 口頭試問を受ける 審査結果通知書受け取り 修正版修士論文の提出 3 月上旬 最終審査結果受け取り 保存版修士論文・論文要旨提出 3 月 15 日 学位記授与	履修許可印 研究計画への助言 確認印 進捗状況への助言 修士論文審査開始申請書の確認 主査・副査の確認（説明） 修士論文審査基準に基づき論文審査 最終審査 修士論文審査報告	学生が教務課に提出 学生が 5 月末までに教務課に提出 看護学研究科委員会：研究計画承認 学生は主査・副査希望、題目を指導教員へ提出 看護学研究科委員会：主査 1 名・副査 2 名による審査委員会設置 履修ガイド参照 学生は 16：00 までに教務課に提出 看護学研究科委員会：修了判定
卒業後	4 月		HP、学園報に氏名、論文題目が掲載される

7. 授業について

授業時間

時限	時 間
1 時限	9 : 00 ~ (9 : 45) ~ 10 : 30
2 時限	10 : 50 ~ (11 : 35) ~ 12 : 20
3 時限	13 : 20 ~ (14 : 05) ~ 14 : 50
4 時限	15 : 10 ~ (15 : 55) ~ 16 : 40
5 時限	17 : 00 ~ (17 : 45) ~ 18 : 30
6 時限	18 : 40 ~ (19 : 25) ~ 20 : 10

緊急事態発生時の授業・試験等の取り扱い

緊急事態（天候・交通機関等）が発生した場合の授業・試験等の取り扱いは、**kyonet**、学内放送、ホームページ（<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/>）で伝達します。

停電などの非常時は Facebook、Twitter を含めて伝達します。

緊急時には上記の方法でかならずご確認ください。

なお、台風接近時に限り、授業等の実施について、「開講」または「休講」の通知を 1 日に 2 回、以下のとおり連絡することがあります。

通知内容	通知時間
「午前授業」（1・2 時限）の実施について または「終日休講」の実施について	午前 6 時 30 分までに
「午後授業」（3・4・5・6 時限）の実施について	午前 10 時 50 分までに

備考：①前日から台風の接近が予測される場合、前もって通知する旨を **kyonet**、ホームページにて連絡します。

②気象状況等の急変により、その他措置を行う場合はその都度連絡します。

8. 履修登録について

履修登録とは

各自が作成した授業時間割をもとに、履修しようとする科目を届け出ることをいいます。

履修登録されていない科目は、授業を受けることもまた試験を受けて単位修得することもできません。

履修登録は、指定された期間に1年間に履修するすべての科目を、**kyonet**（共立女子大学・共立女子短期大学教育ネットワークシステム）の **Web** 履修登録により行います。学内の情報演習室に設置されたパソコンやロビー等に設置されたインフォメーションPCから入力できる他、インターネットを利用できる環境でしたら自宅のパソコンやスマートフォンからも入力できます。

Web 履修登録の詳細は、オリエンテーション期間中のガイダンス、および配付される『コンピュータ利用ガイド』を参考にしてください。

履修登録は、期日内に確定する必要があります。

わからないことがあった場合は、教務課へ相談してください。

履修登録の流れ

- ① オリエンテーション期間中及び事前の各ガイダンスに出席し、注意事項を確認します。
 - ② 必修科目や選択科目を確認し、それぞれの配当年次を考慮しながら、修了時までの計画を立てます。
 - ③ 履修しようとする科目の授業内容を共立シラバスで確認します。
 - ④ 履修しようとする科目の開講曜日・時限を **kyonet** またはホームページの時間割で確認します。
 - ⑤ 指定された期間に **kyonet** で1年間分の科目を履修登録します。履修登録終了後、科目の追加、削除はできませんので指導教員と十分に相談した上で履修科目を決めてください。
 - ⑥ **kyonet** の「学生時間割」で、再度登録した科目を確認し、必修科目など登録し忘れないかチェックします。
 - ⑦ 時間割が確定したら、テキスト販売一覧を見て、一覧に載っているテキストは、指定の期間内に指定の方法で購入します。
- 一覧にない科目については、授業担当者に確認してください。

<オフィスアワー>

本学ではオフィスアワーを定めています。オフィスアワーとは、教員が学生の訪問を受けるために研究室などあらかじめ指定した場所に待機している時間帯のことです。

履修に関することや進路、学生生活全般に関する質問・相談をすることができます。各教員のオフィスアワーは、**kyonet** にて、確認してください。

なお、会議や出張等により在室できない場合もあります。

オフィスアワー以外の時間帯でも教員の研究室等を訪問することができます。

9. 課程修了の認定について

〔1〕授業科目の試験に合格した場合は、授業科目所定の単位が与えられます。授業科目の試験は毎学年末または研究科委員会が定めた時期に行ないます。

〔2〕学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員が行います。審査委員は学位論文に関連のある本大学院の教員を、修士論文の審査については3名以上、博士論文の審査については5名以上により審査を行います。その他研究科委員会が必要と認めた場合は、本大学院の教員以外の専門家が加わる場合もあります。修士論文および博士論文の最終試験は上記審査委員が口述によって行ないます。

〔3〕授業科目の試験の成績はS・A・B・C・Dで表われS・A・B・Cを合格とします。評価の基準は下表のとおりです。

修士論文および博士論文の審査および最終試験の成績は「合格」「不合格」をもって表します。

合否	評価	点数	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を超えたレベルを達成している
	A	89～80点	到達目標（※1）を達成している
	B	79～70点	到達目標と単位修得目標の間にあるレベルを達成している
	C	69～60点	単位修得目標（※2）を達成している
不合格	D	59点以下	単位修得目標を達成できていない
	X	受験資格なし、試験放棄、レポート未提出等	
合格	P	認定	単位認定の要件を満たしている

※1 到達目標…授業で扱う内容を示す目標です。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要としています。

※2 単位修得目標…授業を履修した学生が最低限身につける内容を示す目標です。到達目標を達成するにはさらなる学修を必要としている段階です。

単位の修得について疑問のある場合は、指定された期間に教務課に申し出て確認してください。

10. 修士論文について

●家政学研究科 博士前期課程

修士論文は、修士課程に2年以上在学し、修了要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者が提出することができます。

〔1〕修士論文の提出

1. 2年次5月末日までに「修士論文題目・研究計画書」を教務課に届け出、研究科委員会にて承認を得ていなければなりません。

注意1：これ以降に題目を変更する場合には、変更届を提出してください。手続きは教務課で行います。

注意2：翌年9月に修了見込みの者は翌年度4月末までに上記の承認を得ていなければなりません。

2. 2年次に中間発表を行います。
3. 1月25日（休日の場合はその翌日）午後4時（土曜日の場合は正午）までに修士論文3部（正本1、副本2）に修士論文提出票（教務課にあり）を添えて教務課に提出してください。翌年9月修了見込みの者は翌年度9月3日（休日の場合はその翌日）正午までとします。提出は直接本人が学生証提示の上行ってください。

修士論文の形態

- ・ 大きさ・枚数：指導教員の指示による。
- ・ 装 幀：長期の保存に耐えるように綴じること。表紙には厚紙を使用し、提出年度、題目、副題、所属専攻、学籍番号、氏名、指導教員名を記入し、横綴じとする。ただし、審査後に製本するため提出時には仮綴じ可とする。

〔2〕最終試験実施要領

1. 研究科委員会にて修士論文の提出と審査員（主査1名、副査2名）が承認されたのち、審査を行う。
2. 各専攻内で、修士論文審査会を行う。
3. 研究科委員会において、最終試験報告書および審査会の報告に基づき合否の判定を行う。
4. 修士論文の審査（及び最終試験）に合格し、研究科委員会において承認された者に対して学位を授与する。

〔3〕修士論文審査基準

1. 修士（家政学）の学位論文審査は、以下の評価項目を総合的に判断し、共立女子大学大学院学則42条及び上記「最終試験実施要領」に基づき実施する。
2. 研究内容
 - ・ 研究目的が先行研究をふまえた上で、問題設定が明確化されていること。
 - ・ 研究方法の選択・実行が適切にされていること。
 - ・ 全体の構成、論述の流れが適切であること。
 - ・ 設定した問題の解明が適切にされていること。
 - ・ 結果・結論が、研究上の独自性・斬新性をもつ内容になっていること。

学位授与後、学位論文に関する情報（研究科名、専攻名、氏名、論文題目）は、本学が管理・運営する大学ホームページ、学園報等に掲載されます。

●文芸学研究科

〔1〕修士論文の提出要件

1. 2年次で修了見込みの者であること。
2. 修士論文の題目と研究計画書を1年次の12月初旬までに提出し、研究科委員会の承認を得ていること。
2年次の翌年度9月に修了見込みの者は、その年度の4月末日までに行うこと。
3. 論文の題目を変更したい場合はすみやかに変更届を提出すること。
4. 英文学領域の修士論文は英文で執筆すること。

〔2〕修士論文の提出期限および提出方法

1. 修士論文は1月25日（休日の場合は別途指示に従うこと）午後4時（土曜日は正午）までとします。
ただし、翌年度9月に修了見込みの者は9月3日（休日の場合はその翌日）正午までとします。
2. 修士論文には「修士論文提出票」を添付し、本人が直接教務課へ提出してください。
3. 事情の如何を問わず、提出の遅延は認めません。

〔3〕修士論文の形態

1. 体裁 ・手書き／縦書き一B4判400字詰原稿用紙（二つ折り）。
・手書き／横書き一A4判400字詰原稿用紙。
・ワープロ／縦書き一B4判用紙40字×40行／頁（二つ折り）。
・ワープロ／横書き一A4判用紙40字×30行／頁。
2. 枚数 指導教員の指示に従ってください。
3. 装幀 表紙には、提出年度、題目、副題、所属専攻・領域、学籍番号、氏名を記入すること。
背表紙にも提出年度、題目、氏名を記入すること。

（付）詳細は、指導教員の指示に従ってください。

〔4〕修士論文審査基準

提出された論文そのものおよびそれに関する口頭試問に対して、主査および副査の教員がともに、以下の各評価項目に照らし、総合的に基準に達していると判断した場合、合格とします。

1. 研究テーマについて：自らの問題意識が明確になっているかどうか。また、その分野の先行研究をふまえたうえで、研究の意義・妥当性が主張されているかどうか。
2. 研究方法について：十分かつ適切な資料を元に行っているかどうか。また、それに対して、有効な整理分析・考察が行われているかどうか。
3. 論述について：全体の構成・展開が論の必要を満たすとともに、首尾一貫した記述になっているかどうか。また、論文として期待される体裁・表現ができているかどうか。
4. 研究成果について：結果・結論が、その問題点も含めて明示されているかどうか。また、それが研究上の何らかの独自性あるいは斬新性をもつ内容になっているかどうか。

学位授与後、学位論文に関する情報（研究科名、専攻名、氏名、論文題目）は、本学が管理・運営する大学ホームページ、学園報等に掲載されます。

〔1〕修士論文提出の要件

1. 2年次で修了見込みであることが修士論文提出の要件です。
2. 修士論文の題目とその研究計画書を2年次の5月末日までに提出し、研究科委員会の承認を得ていなければなりません。その手続きは教務課で行ないます。
3. 2年間で在学し所定の単位を修得したものは、翌年9月に修士論文を提出することができます。9月に修了見込みのものは、上記2項の修士論文題目と研究計画書を4月末日までに提出し、研究科委員会の承認を得ていなければなりません。
4. 論文の題目を変更した場合は、すみやかに「修士論文題目変更届」を提出してください。

〔2〕提出期限および提出方法

1. 修士論文は1月25日（休日の場合はその翌日）午後4時（土曜日は正午）までとします。ただし、翌年度9月に修了見込みの者は同9月3日（休日の場合はその翌日）正午までとします。
2. 修士論文には「修士論文提出票」を添付し学生証を提示の上、本人が教務課へ提出してください。
修士論文は3部を提出してください。

〔3〕修士論文の形態

1. 大きさ・枚数 指導教員の指示に従ってください。
2. 装 幀
 - ・ 3部を簡易製本し、提供してください。
 - ・ 表紙には、提出年度、題目、副題、学籍番号、氏名を記載してください。
 - ・ 審査に合格し、学生の修了が決定した後、研究科として1部を長期保存用に背表紙（提出年度、題目、氏名）をつけて製本し、保管します。

〔4〕修士論文審査基準

提出された論文、ならびにこれに関する口頭試問について、主査・副査を担当する教員は、以下の各項目の審査基準に照らして合否案を作成し、研究科委員会が最終判断を下します。

i 論文の評価基準

1. 研究テーマの意義と、問題意識

先行研究に対する目配りと整理、問題提起がなされ、それに立脚した自分の研究の位置づけと意義とが明確に認識されているかどうか。

2. 研究方法の妥当性

適切かつ十分な資料に基づいているかどうか。また、それに対して的確な整理・分析・考察が行われているかどうか。

3. 論述・文章表現の妥当性

全体の構成・展開が論理的・体系的・実証的であるとともに、適切な記述であるかどうか。

4. 研究成果の意義

研究の結果・結論が、今後の課題も含めて明示されているかどうか。また、それが何らかの意義、もしくは独自性をもつものであるかどうか。

ii 口頭試問の評価基準

最終試験は口頭試問によって行い、以下の基準に照らして評価します。

1. 研究の内容について十分に理解し、簡潔・適切に説明できること。
2. 研究の内容に関して指摘される問題点につき、論理的に答えられること。
3. 研究の将来的な展望について、説明できること。

学位授与後、学位論文に関する情報（研究科名、専攻名、氏名、論文題目）は、本学が管理・運営する大学ホームページ、学園報等に掲載されます。

●看護学研究科

〔1〕修士論文の提出要件

1. 2年次で修了見込みの者であること。
2. 2年次5月末日までに「修士論文題目・研究計画書」を教務課に届け出、研究科委員会にて承認を得ること。
※ 翌年9月に修了見込みの者については、別途定める。

〔2〕研究計画報告会・中間報告会

1. 2年次の6月に研究計画報告会が開催されます。研究開始前の場合は、研究計画について、研究をすでに開始している場合には、研究計画並びに研究の進捗状況について発表を行います。
2. 2年次の10月に中間報告会が開催されます。研究の進捗状況について発表を行います。
3. 報告の形式については、その都度連絡します。
※ 翌年9月に修了見込みの者については、別途定める。

〔3〕修士論文の提出方法

1. 論文題目、希望する主査・副査を記入した「修士論文審査開始申請書」を、2年次11月末日（休日の場合はその翌日、土曜日の場合は月曜日）午後4時までに指導教員を通じて研究科委員会に提出してください。
※ 翌年9月に修了見込みの者については、別途定める。
2. 修士論文3部と論文要旨4部を、1月25日（休日の場合はその翌日）午後4時（土曜日の場合は正午）までに教務課に提出してください。また、5月末日までに提出した「修士論文題目・研究計画書」から論文題目が変更されている場合は、併せて「題目変更届」を教務課に提出してください。
※ 翌年9月に修了見込みの者は、翌年9月3日（休日の場合はその翌日）正午までとします。
3. 修士論文には、「修士論文提出票」（教務課にあり）を添えて、本人が学生証提示の上、直接教務課に提出してください。

〔4〕修士論文の形態

1. 言語：和文または英文
2. 体裁：A4版、4方向の余白は2.5cm、

36 文字× 40 行／頁（和文）、70 字× 30 行／頁（英文）

3. 書体：明朝体・11 ポイント（和文）、Century・11 ポイント（英文）

4. 構成：・原則として論文は、表紙、目次、本文（緒言、目的、対象と方法、結果、考察、謝辞、引用文献）、図表で構成し、この順序に配置してください。

・本文下部中央には頁数を記載してください。

・引用文献は引用順に番号を付けてください。なお、同一文献の場合は、同一番号を付けてください。

・図表はそれぞれ順に番号を付けてください。

5. 装幀：・表紙の冒頭には、「共立女子大学大学院看護学研究科修士論文」と記し、以下、論文題目（及び副題）、学籍番号、氏名、提出年月、の順に記載してください。

・表紙の書体は、明朝体・14 ポイント（和文）、Century・14 ポイント（英文）とします。ただし、題目には 18 ポイントを使用してください。

・製本は、3 部ともファイル綴じとします。

※論文要旨の形態は別途通知します。

〔5〕修士論文審査

1. 審査方法：

① 主査・副査を担当する教員からなる審査委員会は、提出された論文、並びに修士論文発表会における口頭発表・口頭試問について、以下の各項目の審査基準に照らして審査を行います。

② 審査委員会は、審査結果通知書を作成し、必要に応じて修士論文の修正を求めます。

③ 審査結果通知書で修士論文の修正を求められた場合、修正版の論文を作成し、指定された期日までに審査委員会に提出することが必要です。

④ 審査委員会は、提出された論文について最終審査を行い、合否案を作成します。

⑤ 審査委員会の作成した合否案をもとに、研究科委員会において学位授与の判定をします。

2. 審査基準：

【論文評価基準】

① 研究テーマについて

看護実践上の課題について、自らの問題意識が明確になっているかどうか。先行研究を踏まえた上で、研究の意義・妥当性・新規性が適切に示されているかどうか。

② 研究方法について

研究テーマを明らかにする上で適切な対象が選定されて、十分な資料が得られているかどうか。また、適切な分析方法が用いられているかどうか。

③ 倫理的配慮について

十分な倫理的配慮のもと、研究が実施されているかどうか。必要な場合、研究が倫理審査委員会の承認を得て実施されたかどうか。

④ 研究成果について

結果が、その問題点も含めて明示されているかどうか。また、それが何らかの独自性、新規性をもつ内容になっているかどうか。結果より、療養生活並びに健康生活を支える看護実践の質の向上、若しくはその環境の改善に向けた示唆が得られているかどうか。

⑤ 論述の妥当性について

全体の構成・展開が論理的・体系的であるとともに、適切な記述であるかどうか。

【口頭発表・口頭試問評価基準】

- ① 研究の内容について十分に理解し、簡潔・適切に説明できるかどうか。
- ② 研究の内容に関して指摘される問題点について、論理的に答えられるかどうか。
- ③ 研究の将来的な展望について、説明できるかどうか。

3. 保存用論文の提出：

- ① 指定された期日までに、保存用の論文 2 部を研究科委員会に提出してください。
- ② 保存用の論文の形態は、〔4〕と同様です。ただし、論文要旨を目次の前に配置し、論文と一緒に綴ってください。また、装幀は簡易製本とし、背表紙に題名と氏名を記載してください。

4. 学位授与に関する情報：

学位授与後、学位論文に関する情報（研究科名、専攻名、氏名、論文題目）は、本学が管理・運営する大学ホームページ、学園報等に掲載されます。

11. 博士論文について

●家政学研究科 博士後期課程

〔1〕博士論文の研究および指導

人間生活学にふさわしい複眼的視点を具えた人材を養成するため、複数指導制によって研究指導を行ないます。研究指導を行なう分野と指導教員は別表（P.25）のとおりです。

入学後、指導教員 3 名を定め、所定の期日までに教務課に届け出てください。

〔2〕中間報告会

1 年次の後期終了時、2 年次の後期終了時および 3 年次の前期終了時の合計 3 回、研究の中間報告会を行います。報告の形式についてはその都度事前に通知します。

〔3〕博士論文提出の要件

- 1. 本大学院博士後期課程に 2 年以上在学の者。
- 2. 授業科目について、8 単位以上修得していること。
- 3. 博士論文の題目とその研究計画書を 2 年次の 5 月末日までに教務課に提出し、研究科委員会の承認を得ていなければなりません。論文の題目を変更した場合はすみやかに変更届を提出してください。

〔4〕博士論文審査の申請書類の提出期限および提出方法

- 1. 博士論文等の提出期限は、原則として毎年 1 月 15 日、4 月 15 日、7 月 15 日、10 月 15 日のそれぞれの期日までとする。ただし、提出期日が土・日・祝日の場合は直前の平日までとします。

2. 博士論文審査の申請書類は、次のとおりです。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式第1号） | 1部 |
| (2) 学位論文 | 5部 |
| (3) 学位論文要旨（別紙様式第2号） | 研究科委員会構成員の数 |
| (4) 学位論文目録（別紙様式第3号） | 5部 |
| (5) 学術論文等 | 5部 |
| (6) 履歴書（別紙様式第4号） | 1部 |

詳細は、「博士（学術）の学位審査に関する規則」第2条を参照して下さい。

また、論文提出にあたっては、指導教員の指示に従ってください。

〔5〕 共立女子大学大学院 博士論文審査基準

1. 博士（学術）の学位論文審査は、以下の評価項目を総合的に判断し、共立女子大学大学院学則第42条及び博士（学術）の学位審査に関する規則4条及び5条に基づき実施する。

2. 研究内容

- ・ 研究目的が学術的及び社会的に適切であること。
- ・ 研究方法に科学的な妥当性があり、また論旨の展開に資料等が適切に使用されていること。
- ・ 関連する法規または学内規則、規程等が遵守されていること。
- ・ 全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、課題に対応した明確な結論が提示されていること。
- ・ 先行研究が適切に検討され、公正に評価され、且つ適正な論文が引用されていること。また、残された課題や今後の展望が的確に示されていること。
- ・ 正確で明確な表現で記述され、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等の体裁が整っていること。

〔6〕 博士論文のインターネット公表について

博士の学位授与が決定した後、学位取得1年以内に学位論文全文を機関リポジトリによりインターネットで公表することになります。やむを得ない事由があると認められ、学位取得後1年以内にインターネットでの公表ができない場合は、学位論文全文に代えて博士論文の要約を公表することになります。やむを得ない事由が解消した時は、その旨を本学に届け出た後、学位論文全文を公表することになります。

学位授与については、本学より文部科学省に授与を報告し、機関リポジトリにより公表した情報は、国立国会図書館においても利用されます。

授与日から3ヶ月以内 学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットで公表

授与日から1年以内 学位論文全文をインターネット公表

学位論文の要約をインターネット公表（全文の公表ができない場合）

また、学位授与後、学位論文に関する情報（研究科名、専攻名、氏名、論文題目）は、本学が管理・運営する大学ホームページ、学園報等に掲載されます。

IV 教育職員免許状（専修免許状）取得について

1. 中学校専修・高等学校専修

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の所要資格を有し、本学大学院を修了し本学で定めた教職課程の単位を修得した場合は、教育職員免許法により「中学校教諭専修免許状」及び「高等学校教諭専修免許状」を取得することができます。

修了と同時に免許状を取得する場合は、本学から一括して東京都教育委員会に申請します（一括申請）。一括申請の説明会については、2年次の10月以降、お知らせします。

免許の対象となる教科は次の通りです。

- 家政学研究科・・・「家庭」
- 文芸学研究科・・・「国語」・「外国語（英語）」
- 国際学研究科・・・「外国語（英語）」・「社会」・「地理歴史」

免許教科の修得科目は、次の表を参照してください。

●家政学研究科

〈家庭〉中学校専修・高等学校専修

◇被服学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位
大学が独自に 設定する科目		被服材料学特論	2
		被服材料学演習	2
		被服管理学特論	2
		被服管理学演習	2
		染色学特論	2
		被服環境学特論	2
		被服環境学演習	2
		アパレル行動論特論	2
		アパレル行動論演習	2
		被服造形学特論	2
		被服造形学演習	2
		被服平面造形学特論	2
		被服平面造形学演習	2
		被服意匠学特論	2
		被服意匠学演習	2
		被服心理学特論	2
		被服心理学演習	2
		服装史特論	2
		染織文化史特論	2
		染織文化史演習	2
		被服コンピュータ応用特論	2
		被服コンピュータ応用演習	2
		被服学特別研究	10
合 計	24		

◇食物学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位
大学が独自に 設定する科目		栄養学特論Ⅰ	2
		栄養学特論Ⅱ	2
		栄養学演習Ⅰ	2
		栄養学演習Ⅱ	2
		栄養生理学特論Ⅰ	2
		栄養生理学特論Ⅱ	2
		栄養生理学特論Ⅲ	2
		栄養生理学演習Ⅰ	2
		栄養生理学演習Ⅱ	2
		栄養生理学演習Ⅲ	2
		栄養教育論特論Ⅰ	2
		栄養教育論特論Ⅱ	2
		栄養教育論演習Ⅰ	2
		栄養教育論演習Ⅱ	2
		食品学特論Ⅰ	2
		食品学特論Ⅱ	2
		食品学特論Ⅲ	2
		食品学特論Ⅳ	2
		食品学演習Ⅰ	2
		食品学演習Ⅱ	2
		食品学演習Ⅲ	2
		食品学演習Ⅳ	2
		調理学特論Ⅰ	2
		調理学特論Ⅱ	2
		調理学演習	2
		食物学特別講義Ⅰ	2
		食物学特別講義Ⅱ	2
		食物学特別講義Ⅲ	2
		食物学特別研究	10
合 計	24		

◇建築・デザイン専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位
大学が独自に 設定する科目		特論 建築形態論Ⅰ	2
		特論 建築形態論Ⅱ	2
		特論 建築空間計画Ⅰ	2
		特論 建築空間計画Ⅱ	2
		特論 環境デザインⅠ	2
		特論 環境デザインⅡ	2
		特論 都市景観デザインⅠ	2
		特論 都市景観デザインⅡ	2
		特論 住生活デザインⅠ	2
		特論 住生活デザインⅡ	2
		特論 住生活史Ⅰ	2
		特論 住生活史Ⅱ	2
		特論 プロダクトデザインⅡ	2
		特論 パブリックデザインⅠ	2
		特論 パブリックデザインⅡ	2
合 計	24		

●文芸学研究科

＜国語＞中学校専修・高等学校専修

◇文芸学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位	
			必修	選択
大学が独自に 設定する科目		古代日本文学研究 A（散文）		4
		古代日本文学研究 B（韻文）		4
		中・近世日本文学研究 A（散文）		4
		中・近世日本文学研究 B（韻文）		4
		近代日本文学研究 A（散文）		4
		近代日本文学研究 B（韻文）		4
		日本語研究 A（古代語）		4
		日本語研究 B（近代語）		4
		漢文学研究		4
		書誌学研究		4
		日本文学基礎研究 A（古代文学）		4
		日本文学基礎研究 B（近代文学）		4
		文芸と歴史研究		4
合 計	24			

＜英語＞中学校専修・高等学校専修

◇文芸学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位	
			必修	選択
大学が独自に 設定する科目		英語学特講 A（文学研究のための英語学）		4
		英語学特講 B（コミュニケーションと英語学）		4
		中・近世英文学研究 A（中世英文学）		4
		中・近世英文学研究 B（近世英文学）		4
		近・現代英文学研究Ⅰ（近代イギリス文学）		2
		近・現代英文学研究Ⅱ（現代イギリス文学）		2
		近・現代米文学研究Ⅰ（近代アメリカ文学）		2
		近・現代米文学研究Ⅱ（現代アメリカ文学）		2
		近・現代英米文学特講Ⅰ（イギリス文学批評）		2
		近・現代英米文学特講Ⅱ（アメリカ文学批評）		2
		近・現代英米文学講読 A（英米の戯曲）		2
		近・現代英米文学講読 B（英米の詩）		2
		英米演劇研究		4
		ヨーロッパ演劇研究		4
合 計	24			

●国際学研究科

＜英語＞中学校専修・高等学校専修

◇国際学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位	
			必修	選択
大学が独自に 設定する科目		アメリカ文化研究Ⅶ（言語文化）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅷ（言語文化）		2
		英語表現法Ⅰ		2
		英語表現法Ⅱ		2
		国際コミュニケーション研究Ⅰ		2
		国際コミュニケーション研究Ⅱ		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅶ（言語文化）		2
		アメリカ文化研究Ⅷ（言語文化）		2
		アメリカ文化研究Ⅰ（歴史）		2
		アメリカ文化研究Ⅱ（歴史）		2
		アメリカ文化研究Ⅲ（社会）		2
		アメリカ文化研究Ⅳ（社会）		2
		アメリカ文化研究Ⅴ（芸術）		2
		アメリカ文化研究Ⅵ（芸術）		2
合 計	24			

＜社会＞中学校専修

◇国際学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位	
			必修	選択
大学が独自に 設定する科目		日本文化研究Ⅰ（歴史）		2
		日本文化研究Ⅱ（歴史）		2
		日本文化研究Ⅲ（社会） ※ 1		2
		日本文化研究Ⅳ（社会） ※ 2		2
		中国文化研究Ⅰ（歴史）		2
		中国文化研究Ⅱ（歴史）		2
		中国文化研究Ⅲ（社会） ※ 3		2
		中国文化研究Ⅳ（社会） ※ 4		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅰ（歴史）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅱ（歴史）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅴ（芸術） ※ 5		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅵ（芸術） ※ 6		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅳ（地域）		2
		地域研究論Ⅰ		2
		地域研究論Ⅱ		2
		日本文化研究Ⅲ（社会） ※ 1		2
		日本文化研究Ⅳ（社会） ※ 2		2
		中国文化研究Ⅲ（社会） ※ 3		2
		中国文化研究Ⅳ（社会） ※ 4		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅴ（芸術） ※ 5		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅵ（芸術） ※ 6		2
		国際システム研究Ⅱ（国際関係）		2
合 計	24			

※ 1 ～ ※ 6 の科目は免許法に定める区分の 2 区分に関係しているが、資格取得のための単位数は 24 単位中の 2 単位として扱う。

<地理歴史>高等学校専修

◇国際学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位	
			必修	選択
大学が独自に 設定する科目		日本文化研究Ⅰ（歴史）		2
		日本文化研究Ⅱ（歴史）		2
		日本文化研究Ⅲ（社会）		2
		日本文化研究Ⅳ（社会）		2
		中国文化研究Ⅰ（歴史） ※ 1		2
		中国文化研究Ⅱ（歴史） ※ 2		2
		中国文化研究Ⅲ（歴史） ※ 1		2
		中国文化研究Ⅳ（歴史） ※ 2		2
		中国文化研究Ⅴ（社会）		2
		中国文化研究Ⅵ（社会）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅰ（歴史）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅱ（歴史）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅲ（芸術）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅳ（芸術）		2
		ヨーロッパ文化研究Ⅴ（地域）		2
		地域研究論Ⅰ		2
		地域研究論Ⅱ		2
合 計	24			

※の科目は免許法に定める区分の2区分に関係しているが、資格取得のための単位数は24単位中の2単位として扱う。

2. 幼稚園専修

幼稚園教諭一種免許状の所要資格を有し、本学大学院児童学専攻を修了し本学で定めた教職課程の単位を修得した場合は、教育職員免許法により「幼稚園教諭専修免許状」を取得することができます。修了と同時に免許状を取得する場合は、本学から一括して東京都教育委員会に申請します（一括申請）。一括申請の説明会については、2年次の10月以降、お知らせします。

◇児童学専攻

免許法に定める区分	最低必要 単位数	本学設置科目	単位	
			必修	選択
大学が独自に 設定する科目		人間関係学特論		2
		人間関係学演習		2
		幼児教育・保育学特論		2
		幼児教育・保育学演習		2
		教育学特論		2
		教育学演習		2
		教育課程・教授法特論		2
		教育課程・教授法演習		2
		発達臨床学特論		2
		発達臨床学演習		2
		子ども家庭生活特論		2
		子ども家庭生活演習		2
		保育・教育支援特論		2
		保育・教育支援演習		2
		発達心理学特論		2
		発達心理学演習		2
		発達障害支援特論		2
		発達障害支援演習		2
		表現文化研究特論Ⅰ		2
		表現文化研究特論Ⅱ		2
		表現文化研究演習Ⅰ		2
		表現文化研究演習Ⅱ		2
合 計	24			

V 科目等履修について

修了したのち、在学中に履修できなかった科目を科目等履修生として履修することができます。履修方法は下記のとおりです。

- ・ 手続き場所：教務課
- ・ 出願期間：前期および後期授業開始前
- ・ 手続きに要する費用：科目等履修登録料＝ 16,000 円
科目等履修料＝ 1 単位につき 12,000 円
- ・ 手続きを完了した者には、「科目等履修生証」を交付します。
- ・ 授業および試験に関しては正規の学生と同一の規程を適用します。
- ・ 科目によっては履修が認められないこともありますので、手続き時に確認してください。
- ・ 履修することができる授業科目の単位数は、年間 10 単位までです。
- ・ 出願時に単位認定希望の申出があった者が、履修した授業科目に出席し、試験（レポートを含む）を受けて合格した場合は、研究科委員会の議を経て単位が与えられ、希望する場合は単位取得証明書を発行します。

Ⅵ. 諸 規 程 等

1. 共 立 女 子 大 学 大 学 院 学 則
2. 博士（学術）の学位審査に関する規則
3. 共 立 女 子 大 学 大 学 院 研 究 生 規 程
4. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程
5. 共 立 女 子 大 学 ・ 短 期 大 学 留 学 規 程
6. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程
7. 共 立 女 子 大 学 ・ 共 立 女 子 短 期 大 学
研 究 倫 理 審 査 委 員 会 規 程
8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程

1. 共立女子大学大学院学則

第1章 総 則

（本大学院の目的）

第1条 本大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

2. 前項の規定に基づき、本大学院の各研究科・専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、第5条の2および第6条の2に定める。

（自己評価等）

第2条 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表する。

2. 前項に関する規定は別に定める。

3. 本大学院は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

（情報の積極的提供）

第2条の2 本大学院は、教育研究の成果の普及および活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表する。

（研究科）

第3条 第1条の目的を達成するために、本大学院に次の研究科をおく。

家政学研究科

文芸学研究科

国際学研究科

看護学研究科

（専攻および課程）

第4条 本大学院の各研究科の専攻および課程は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	課 程
家 政 学 研 究 科	被 服 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
	食 物 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
	建 築 ・ デ ザ イ ン 専 攻	博 士 前 期 課 程
	児 童 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
	人 間 生 活 学 専 攻	博 士 後 期 課 程
文 芸 学 研 究 科	文 芸 学 専 攻	修 士 課 程
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	修 士 課 程
看 護 学 研 究 科	看 護 学 専 攻	修 士 課 程

（修士課程の目的）

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

（各研究科・専攻（修士課程）の目的）

第5条の2 第1条第2項および第5条の規定に基づき、本学の各研究科および専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、以下のとおり定める。

（1）家政学研究科

広い視野に立って深遠な学識を授け、被服学、食物学、建築・デザイン、児童学の4専攻分野における研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

① 被服学専攻

衣を中心とした科学技術の進歩と文化の向上に寄与することを目的とし、人文・社会科学および自然科学の両面を踏まえた高い研究能力を有し、広い視野と柔軟な思考、伝統に培われた知性と情操を備え、広く社会的に活動できる人材を育成することを目的とする。

② 食物学専攻

食物の基礎から応用に至る知識・素養に基づき深い洞察力をもって研究を行う能力と、食物学の視点から社会に貢献できる高度な職業能力を有した人材を育成することを目的とする。

③ 建築・デザイン専攻

生活の場を構成している「空間」や「もの」などを幅広く深く総合的に捉え、それらの有機的な関係を深く理解できる能力を習得し、専門的に「空間」や「もの」として具体的に提案できる人材を育成することを目的とする。

④ 児童学専攻

広い視野に立った精深な学識をもつ児童学領域の研究能力を有し、児童学の分野における高度な専門性を駆使して、保育・教育および発達支援の場で創造的に実践を行い、社会貢献のできる人材を育成することを目的とする。

（2）文芸学研究科・文芸学専攻

文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）の人材養成目的は、本学の建学の精神及び共立女子大学大学院の人材養成目的に基づき「文学・芸術およびそれらのメディアやそれらに関連する文化・思想・社会に関して、深く広く研究して高度な学識を修得し、文化の発展に寄与できる、有能で創造性に富む人材を養成する」ことである。

（3）国際学研究科・国際学専攻

- ・国際的な視野に立ち、人文科学・社会科学の双方にわたる学際的・総合的な思考・方法によって研究する能力を育成する。
- ・世界の特定地域の文化及び文化間比較、あるいは国際システムや国際協力について、高度の専門的知見を習得し、学術的・専門家的な姿勢とともに、国際コミュニケーション能力や問題発掘・解決型の実務能力を身につけ、国際社会のさまざまな局面において、各々の研究内容に応じた積極的貢献ができる人材の養成を目的とする。

（4）看護学研究科・看護学専攻

広い視野に立って精深な学識を身に付け、高度化・複雑化する健康課題に対して展開される看護実践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材を養成する。

（博士課程の目的）

第6条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行ない、高度に専門的な業務に従事す

るに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

（専攻（博士課程）の目的）

第6条の2 第1条第2項および第6条の規定に基づき、専攻（博士課程）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、以下のとおり定める。

（1）家政学研究科・人間生活学専攻

生活の主体である人間について、人文・社会科学および自然科学の諸視点から思索を深め、併せて人間生活にとって不可欠な生活文化に関する探求を積み重ねることにより家政学の研究と教育に新たな展開を図り、豊かな生活を創出する独創力と実践力を兼ね備えた高度な研究・教育能力を有し、社会に広く貢献する、自立した人材を育成することを目的とする。

（標準修業年限）

第7条 修士課程および博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、在学年数は、修士課程および博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。

（収容定員）

第8条 本大学院の収容定員は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	入 学 定 員		収 容 定 員	
		修 士 課 程 (博士前期課程)	博士後期課程	修 士 課 程 (博士前期課程)	博士後期課程
家 政 学 研 究 科	被 服 学 専 攻	8名		16名	
	食 物 学 専 攻	8名		16名	
	建築・デザイン専攻	8名		16名	
	児 童 学 専 攻	8名		16名	
	人 間 生 活 学 専 攻		3名		9名
文 芸 学 研 究 科	文 芸 学 専 攻	20名		40名	
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	15名		30名	
看 護 学 研 究 科	看 護 学 専 攻	5名		10名	

第2章 教員・運営組織

（教 員）

第9条 本大学院における授業は、各研究科に所属する教授が担当する。ただし、必要場合は准教授および講師（兼任講師を含む。）および助教をこれに当てることができる。

2. 学位論文の作成等に対する指導に当たり得る教員を指導教員とする。

3. 学位論文の作成等に対する指導の補助ができる教員を指導補助教員とする。

（大学院委員会）

第10条 削除

（大学院委員会の組織）

第11条 削除

（大学院委員会の委員長）

第12条 削除

（大学院委員会の招集）

第13条 削除

（大学院委員会の審議事項）

第14条 削除

（大学院委員会の定足数）

第15条 削除

第16条 削除

（研究科長等）

第17条 各研究科に研究科長、専攻毎に専攻主任を置く。

2. 研究科長及び専攻主任の任命及び任期については、「共立女子大学大学院研究科長および専攻主任に関する規程」に定める。

（研究科委員会）

第18条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

（研究科委員会の組織）

第19条 研究科委員会は、教授をもって構成する。ただし、必要がある場合は、准教授、講師、助教を加えることができる。

（研究科の委員長）

第20条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長がこれに当たる。

（研究科委員会の招集）

第21条 研究科委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（研究科委員会の審議事項）

第22条 研究科委員会は、研究科に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学および課程の修了

② 学位の授与

③ 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、および学長、研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（研究科委員会の定足数）

第23条 研究科委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

（事務組織）

第24条 本大学院に関する事務は、本大学の事務組織がこれに当たる。

第3章 授業科目・単位数・履修方法

（教育方法）

第25条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導によって行なう。

（授業科目）

第26条 研究科の授業科目およびその配当単位数は、別表第1、第2、第3および第4の通りとする。

（単位の計算）

第27条 研究科の授業の単位の基準は、学部の学則に規定する単位の基準を準用する。

（研究指導）

第28条 研究指導は、学生の研究分野に関し、学位論文の主題およびそれに関連のある研究を教室の内外にわたり指導することによって行なう。

（指導教員）

第29条 削除

（指導教員の職務）

第30条 削除

（履修の手続）

第31条 学生は研究分野を定め、その目的に適するよう指導教員の指導の下に、毎学年の始めに当該年度において履修する授業科目を選択し、届け出なければならない。

2. 指導教員は必要があると認めた場合、指導を受ける学生に対し所定の授業科目のほか、本大学院の他の専攻に配置された授業科目を指定して、これを履修させることができる。

（授業計画・成績評価基準の明示）

第31条の2 本大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2. 本大学院は、学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

（ファカルティ・ディベロップメント）

第31条の3 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

（他大学院における授業科目の履修）

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議により、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について、修士課程および博士前期課程においては10単位を超えない範囲で、博士後期課程においては4単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことがある。

2. 前項の規定は別に定める。

（本大学院入学前の既修得単位等の認定）

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する以前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、修士課程および博士前期課程においては10単位を超えない範囲で、博士後期課程においては4単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことがある。

2. 前項の規定は別に定める。

3. 本条第1項により修得したものとみなすことのできる単位は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により修得したものとみなす単位数とあわせて、修士課程および博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。

(教員免許)

第34条 中学校教諭一種免許状および高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科にかかる中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2. 本大学院研究科の各専攻において取得できる教育職員免許状の種類および教科は次の通りとする。

研 究 科	専 攻	免 許 状 の 種 類	教 科
家 政 学 研 究 科	被 服 学 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	家 庭
		高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	
	食 物 学 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	家 庭
		高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	
	建 築 ・ デ ザ イ ン 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	家 庭
		高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	
	児 童 学 専 攻	幼 稚 園 教 諭 専 修 免 許 状	
文 芸 学 研 究 科	文 芸 学 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	国語、 外国語(英語)
		高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	社会、 外国語(英語)
		高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	地理歴史、 外国語(英語)

第4章 学習の評価・課程修了・学位授与

(単位の認定)

第35条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究科委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認めた授業科目についてはこの限りではない。

(試 験)

第36条 授業科目の試験は、前・後期末または研究科委員会が適当と認める時期に、同委員会が定める方法によって行なう。

(成績評価)

第37条 試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格とする。

(修士論文の提出要件)

第38条 修士論文を提出するには、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 本大学院修士課程または博士前期課程に1年以上在学していること。
- (2) 修士論文の主題を定め、その研究計画を作成し、研究科委員会に提出してその承認を得ていること。

(修士課程の修了要件)

第39条 修士課程および博士前期課程修了の要件は、本大学院修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足り

るものとする。

2. 本大学院研究科の修士課程および博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

（博士論文の提出要件）

第40条 博士論文を提出するには、次の各号に該当していなければならない。ただし、第41条第3項に該当する者については、この限りではない。

- ① 本大学院博士後期課程に2年以上在学し、授業科目について8単位以上修得していること。
- ② 博士論文の主題を定め、その研究計画を作成し、研究科委員会に提出してその承認を得ていること。

（博士課程の修了要件）

第41条 博士課程修了の要件は、本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について、8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2. 本大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3. 前2項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を経ないで博士論文を提出して、大学院の行なう審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも博士の学位を授与することができる。

4. 本大学院の博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

（学位論文の審査委員）

第42条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員が行なう。

2. 前項の審査委員は、学位論文に関連のある本大学院の教員を修士論文の審査については3名以上、博士論文の審査については5名以上とする。

3. 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めた場合は、本大学院の教員以外の専門家を審査委員に加えることができる。

（最終試験）

第43条 第39条第1項および第41条第1項に定める学位論文の審査に伴う最終試験は、前条の審査委員が学位論文の内容およびこれに関連のある授業科目について、口述によって行なう。

（学位の種類）

第44条 本大学院において授与する学位の種類は、次の通りとする。

家政学研究科	博士前期課程	修士（家政学）
	博士後期課程	博士（学術）
文芸学研究科	修士課程	修士（文芸学）
国際学研究科	修士課程	修士（学術）
看護学研究科	修士課程	修士（看護学）

第5章 学年・学期・休業日

（学 年）

第45条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第 46 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで

後期 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第 47 条 休業日は次の通りとする。

- ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 本学創立記念日（10 月 18 日）
- ③ 夏季休業日（7 月 28 日から 9 月 20 日まで）
- ④ 冬季休業日（12 月 21 日から翌年 1 月 7 日まで）
- ⑤ 春季休業日（3 月 20 日から 4 月 7 日まで）

ただし、休業日においても必要ある場合は、授業を行なうことがある。

2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第 6 章 入学・休学・復学・退学・転学・再入学・留学・除籍

（入学の時期）

第 48 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと認めたときは、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 49 条 本大学院修士課程および博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号において文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 大学に 3 年以上在学した者、外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院研究科委員会において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（以下「飛び入学」という。）
- ⑨ 本大学院研究科委員会において、飛び入学により他の大学院に入学した者であって、本大学院における教育

を受けるにふさわしい学力があると認めた者

- ⑩ 本大学院研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

2. 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 修士の学位を有する者
- ② 専門職学位を有する者
- ③ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 学校教育法施行規則第 156 条第 4 号において文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 本大学院研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

（出願手続）

第 50 条 本大学院に入学を志願する者は、次の書類を提出し、本学則第 60 条第 2 項に定める検定料を納入し、かつ本大学院が行なう選抜試験を受けなければならない。

- ① 本大学院所定の入学願書
- ② 最終出身学校の卒業（修了）または卒業（修了）見込証明書
- ③ 最終出身学校の調査書
- ④ 健康診断書

（入学手続）

第 51 条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本学則第 60 条第 1 項に定める納入金を納め、入学の手続きをしなければならない。

- ① 保証人連署の本大学院所定の誓約書
- ② 卒業（修了）証明書（出願の際提出した者は除く）
- ③ 成績証明書

2. 前項の手続きを終了した者に入学を許可する。

（保証人）

第 52 条 保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2. 本大学院が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

3. 学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人連署してただちに届け出なければならない。また、保証人が住所、氏名を変更したときは、ただちに届け出なければならない。

（休 学）

第 53 条 病気その他止むを得ない理由によって、1 学期以上就学できない者は、保証人連署の上願い出て、研究科委員会の議を経て休学の許可を得なければならない。ただし、休学の期間はその学年度内とし、願い出によっては引き続き 1 年以内休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して、修士課程においては2年、博士課程においては3年を超えることはできない。

3. 休学の期間は、本学則第7条に規定する修業年限および在学年数に算入しない。

（復 学）

第54条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て、研究科委員会の議を経て許可を得なければならない。

2. 復学の時期は学期の始めとする。

（退 学）

第55条 病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、研究科委員会の議を経て許可を得なければならない。ただし、願い出た期日を含む学期の授業料その他の学費を納入していなければならない。

（転 学）

第56条 他の大学院から本大学院に転学を志願する者があるときは、本大学院に欠員がある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

2. 本大学院から他の大学院に転学を志願する者があるときは、その願い出の理由によって、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

（再入学）

第57条 本学則第55条によって退学した者または第58条第1項第1号、第3号から第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出るときは、選考の上、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。ただし、入学の時期は本学則第48条によるものとする。

2. 再入学に関する規定は別に定める。

（留 学）

第57条の2 外国の大学院あるいはこれに相当する高等教育機関に留学を希望する者は、許可を得て留学することができる。

2. 前項の留学期間は、1年を限度として、在学年数に算入することができる。

3. 留学に関しては、必要事項は、別に定める。

（除 籍）

第58条 次の各号の一に該当する者は研究科委員会の議を経て除籍する。

- ① 本学則に定める期限までに授業料等の学費を納入していない者
- ② 本学則に定める在学年限を超えた者
- ③ 本学則に定める休学期間を超えた者
- ④ 長期間にわたり行方不明の者
- ⑤ 本学所定の期日までに履修しようとする授業科目の届け出がない者

2. 前項各号の取扱いについては別に規程を定める。

（住所変更等）

第59条 学生が住所、氏名および本籍地を変更したときはただちに届け出なければならない。

第7章 学費 その他

（学 費）

第60条 入学金、授業料、施設設備維持費、科目等履修登録料および科目等履修料の納入額および納入方法は別表納入額第1の1の通りとする。

2. 入学検定料は別表納入額第1の2の通りとする。

（納入金の不還付）

第61条 一度納入した学費その他の納入金は返還しない。ただし、入学時の学費については、本人および保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。

（学費徴収の猶予）

第61条の2 経済的理由によって授業料等学費の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者またはその他止むを得ない事情があると認められる者で、当該研究科を経て願い出たときは、授業料等学費の徴収を猶予することがある。

2. 授業料等学費の徴収の猶予に関する規程は別に定める。

第8章 科目等履修生・外国人学生・委託生・研究生

（科目等履修生）

第62条 本学則第49条の各号の一に該当する者が、本大学院の授業科目中、その一部について履修を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2. 科目等履修生として履修し試験に合格した者は、その授業科目所定の単位を与えることができる。

3. 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

（科目等履修料等）

第63条 履修を許可された者は、本学則第60条第1項に定める科目等履修登録料および科目等履修料を所定の期日までに、納入しなければならない。

（外国人学生）

第64条 外国公館の証明のある外国人で、入学を志願する者があるときは、特別の選考の上、外国人学生として、入学を許可することがある。

（委託生）

第65条 他の大学院または公共機関から、本大学院における学修を委託された者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、これを許可することがある。

（研究生）

第65条の2 本学則第49条の各号の一に該当する者が、本大学院において特定の課題について研究することを願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2. 研究生に関して必要な事項は別に定める。

（外国人学生等の納入金）

第66条 外国人学生および委託生の授業料その他の納入金については、科目等履修生に準ずる。

（科目等履修生等の正規学生に関する規程の準用）

第 67 条 科目等履修生、外国人学生、委託生および研究生については、本章の規定のほか正規の学生に関する規定を準用する。

第 9 章 研究指導施設

（研究指導施設）

第 68 条 本大学の図書館、その他の研究施設を大学院学生に使用させる。

第 10 章 厚生保健施設

（厚生保健施設）

第 69 条 大学の保健室、学生食堂、寄宿舍、運動施設その他の厚生保健施設を本大学院学生に使用させる。

第 11 章 賞 罰

（表 彰）

第 70 条 人物、学業が特に優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

（懲 戒）

第 71 条 本大学院教育の趣旨に背き、または学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学および退学とする。

3. 退学は次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学業をおこたり、または研究能力がなく成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなく出席常でない者
- ④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附 則

1. この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2. なお平成 26 年度以前に入学した者については、従前の例による。

3. 第 4 条及び第 8 条の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月から学生募集停止の文芸学研究科日本文学専攻、英文学専攻及び演劇学専攻は、平成 27 年 3 月 31 日に在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程は従前の通りとする。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

なお平成 27 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお平成 28 年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお平成 30 年度以前に入学した者については、従前の例による。

別表納入額第 1 の 1

納入額

	家政学研究科	文芸学研究科	国際学研究科	看護学研究科
入 学 金	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
授 業 料（年 額）	650,000円	650,000円	650,000円	900,000円
施設設備維持費（年 額）	70,000円	20,000円	20,000円	100,000円
科目等履修登録料	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円
科 目 等 履 修 料（1 単位につき）	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

納入方法

1. 授業料および施設設備維持費は半額ずつ、前期分は 4 月 30 日まで、後期分は 10 月 20 日までに納入するものとする。
2. 2 年次以降の納入金は、新入学者の納入金（入学金を除く）と同額とする。ただし、標準修業年限を超えた学生の納入金は、既定額の半額とする。
3. 休学期間中は当該年度納入金の半額を免除する。
4. 入学金は、修士課程および博士前期課程については、本大学・短期大学卒業生には 150,000 円を、博士後期課程については、本大学・短期大学卒業生には 150,000 円を、本大学院修士課程および博士前期課程修了者には全額免除する。
5. 再入学の入学金は徴収しない。

別表納入額第 1 の 2

入 学 検 定 料 30,000 円

2. 博士（学術）の学位審査に関する規則

（目 的）

第1条 この規則は、共立女子大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、共立女子大学大学院（以下「本学」という。）が授与する博士（学術）の学位審査に関する必要な事項を定めるものとする。

（学位論文審査の申請）

第2条 学則第40条に基づき学位論文の審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式第1号） | 1部 |
| (2) 学位論文 | 5部 |
| (3) 学位論文要旨（別紙様式第2号） | 研究科委員会構成員の数 |
| (4) 学位論文目録（別紙様式第3号） | 5部 |
| (5) 学術論文等 | 5部 |
| (6) 履歴書（別紙様式第4号） | 1部 |

2 前項第5号に規定する学術論文等は、学位論文の主内容にかかわるもので、原則として審査制度の確立された学術雑誌又はそれに準ずる学術雑誌に、掲載又は受理されたものを含むものとする。ただし、共著論文である場合は、その論文を学位論文の内容とすることについての共著者の同意書（別紙様式第5号により作成したもの）を添付するものとする。

3 前2項に規定する書類の提出時期は、原則として毎年1月15日、4月15日、7月15日、10月15日のそれぞれの期日までとする。ただし、提出期日が土・日・祝日の場合は、直前の平日とする。

4 学則第41条第3項に基づき学位論文の審査を申請する者についても、前3項の規定を準用する。ただし、申請に先だって予備審査を受けなければならない。

5 前項ただし書きによる予備審査を受ける者は、学位論文予備審査願（別紙様式第6号）、及び第1項に規定する書類のうち、次の各号に掲げる書類及び部数を提出するものとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位論文要旨（別紙様式第2号） | 研究科委員会構成員の数 |
| (3) 学位論文目録（別紙様式第3号） | 3部 |
| (4) 学術論文等 | 3部 |
| (5) 履歴書（別紙様式第4号） | 1部 |

6 第4項ただし書きによる予備審査を受けた者は、第1項に定める書類及び部数の提出は、同項第1号に定める書類を除き、前項各号に定める書類及び部数を差し引いたものを提出するものとする。

7 単位修得後満期退学して博士論文を提出し受理された場合は、論文博士となる。退学後2年以内に博士論文を提出したときには、原則として課程博士に準ずる審査を受けることができる。

（学位論文審査手数料）

第3条 学則第41条第3項に基づき学位論文の審査を申請する者については、150,000円の学位論文審査手数料を納入するものとする。

2 前条第4項ただし書きによる予備審査を申請する者については、25,000円の学位論文予備審査手数料を納入するものとする。

- 3 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者のうち、退学後2年以内に学位論文を提出する場合は、前2項の学位論文審査手数料の納入を必要としない。

（学位論文審査委員会）

第4条 第2条の規定に基づき学位論文の審査請求があったときは、研究科長は、学則第42条に基づき、研究科委員会における学位論文受理に関する議を経て学位論文審査委員会を組織し、学位論文の審査を付託するものとする。

- 2 学位論文審査委員会の委員の任期は、研究科委員会において学位論文審査の合格又は不合格が判定された日までとする。

（学位論文の審査、最終試験及び学力の確認）

第5条 学位論文の審査及び最終試験は、学則第43条に基づいて行う。学則第41条第3項に定める学力の確認は、学位論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答によって行う。

- 2 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文の審査を申請する場合は、前項の学力の確認を免除することができる。
- 3 第1項の学力の確認に係わる外国語は、原則として英語とする。ただし、英語によって教育を受けてきた外国人の場合は、日本語を外国語と認めることができる。

（審査期間）

第6条 前条第1項に規定する学位論文の審査と最終試験及び学力の確認は、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。

- （1） 本学の博士後期課程修了予定者にあつては、学位論文の提出年度末までとする。
- （2） 学則第41条第3項に定めた者にあつては、原則として学位論文を受理した日から1年以内とする。

（審査結果の報告）

第7条 審査委員は、学位論文審査、最終試験及び学力の確認を行ったときは、審査の結果及び評価に関する意見を付して、その合否及び学力の確認の成績と共に、研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 審査委員会の報告は、審査委員の5分の4以上の賛成を必要とする。

（研究科委員会の審議）

第8条 研究科委員会は、前条の審査結果に基づいて審議し、学位を授与することの可否を議決する。

- 2 前項の議決は、研究科委員会委員の総数の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、公務、出張中及び休職中のため出席できない委員は、委員の総数に算入しないものとする。
- 3 研究科委員会が第1項の議決をなしたときは、研究科長は、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第9条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、学位の授与を議決された者に所定の学位記を授与する。

- 2 学長は、学位を授与できない者に対して、その旨を通知しなければならない。

（学位論文の要旨等の公表）

第10条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第11条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を受

けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（文部科学大臣への報告）

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位の名称の使用）

第13条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは「共立女子大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第14条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をする場合は、第8条第2項の規定を準用する。

（細 則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成15年9月12日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

3. 共立女子大学大学院研究生規程

第1条 本学大学院学則第65条の2の規定にもとづき研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生は大学院の授業を担当する専任教員を指導教員とし、直接の指導をうけて研究に従事する。

第3条 研究生の入学資格は本学大学院学則第49条第1項、第2項の各号の一に該当する者とする。

第4条 研究生志願者は本学所定の次の書類に別表1の2に定める検定料を添えて教務課に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 勤務のある者は所属長の承認書
- (6) 研究計画書
- (7) 指導を受ける教員の承認書

第5条 研究生志願者については、研究科委員会の承諾を経て学長が入学を許可する。

第6条 研究生の入学許可は毎学期の始めとし研究期間は6ヵ月又は1年とする。

ただし特別の事情のあるときは、この限りではない。

第7条 研究生として入学を許可された者は、別表1の1に定める納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

第8条 研究生に対し指導教員が必要と認め、授業担当教員の承認があるときは、当該研究に関連のある授業に出席することができる。

第9条 研究生の単位修得の認定及び教育職員免許法施行規則第20条による単位の認定は行わない。

第10条 研究生はその研究期間が修了したときは、研究の成果を提出するものとする。

第11条 研究生に対しては、その申請にもとづき、在籍証明書および研究証明書を発行する。

第12条 この規程に定められていない事項については本学大学院学則を準用する。

附 則

- 1 研究生の受入は原則として一指導教員に対して一名とする。
- 2 この規程は平成13年4月1日から施行する。

別表1-1

科 目	研究料
摘 要	
当該年度大学院納付金	大学院授業料の 1/2 (1 年) 1/4 (6ヵ月)

() 内は研究期間

別表1-2

入学検定料
当該年度大学院の1/2

4. 共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程

（目的）

第1条 この規程は本大学院・大学・短期大学に在籍する学生で、学業成績・人物ともに優れ、勉学意欲があるにもかかわらず、家計が急変するなど修学が困難になった学生を支援する給付奨学金（以下「奨学金」という）について必要事項を定める。

（資格）

第2条 本学大学院・大学・短期大学に在籍（大学院学則第8章・大学学則第9章・短期大学学則第10章に該当する学生を除く）し、次のいずれかに該当する学生を対象とする。ただし、他の給付奨学金との併用は認めない。

- （1） 家計支持者の死亡・失職・廃業・大幅な収入減等の家計事情の急変により修学が困難になった学生
- （2） 家計支持者が火災・風水害等の災害により修学が困難になった学生

（給付額および期間）

第3条 奨学金は、当該年度の学費（授業料・施設設備維持費・実験実習料）の半額相当分もしくは状況に応じて全額相当分を上限金額として給付するものとし、学費に充当する。

2. 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、最短修業年限に限り次年度以降も再出願することができる。

（奨学生数）

第4条 年間の採用数は特に定めない。

（申請）

第5条 所定の申請書に家計が急変したことを証明できる書類を添付し、学生課に提出する。なお、申請の受付は随時とする。

（選定および決定）

第6条 学生課は申請書を取りまとめ学生委員会に提示し、学長は学生委員会の議を経てこれを決定する。

2. 学生課は奨学生の採用の可否を本人に通知する。

（奨学金の取消しおよび返還）

第7条 当該学生が学則によって懲戒処分をうけたとき、あるいは休学・退学等学籍に異動があったときは、学長に報告のうえ奨学金の取り消しまたは返還を求めることができる。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は常務理事会の承認を得るものとする。

付 則 この規程は平成18年12月1日から施行する。

付 則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

付 則 この規程は平成23年3月29日から施行する。

付 則 この規程は平成25年4月1日から施行する。

5. 共立女子大学・短期大学留学規程

（目 的）

第1条 この規程は、共立女子大学大学院学則第57条の2第3項、共立女子大学学則第31条の2第3項および共立女子短期大学学則第37条の5第2項の規定に基づき、共立女子大学大学院・共立女子大学・共立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学あるいはこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（留学先）

第2条 学生が留学できる外国の大学等は、次のとおりとする。

- （1） 協定校－教育・学術研究に関する相互交流協定を締結した外国の大学等
- （2） 提携校－学生の派遣に関する覚書を取り交わした外国の大学等
- （3） 認定校－（1）、（2）以外で、学生が留学を希望する外国の大学等で本学が認定するもの

（留学の定義と種類）

第3条 留学とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 交換留学－学内選考を経て、協定校のうち学生の相互交流に関する協定を締結した大学等において、授業科目を履修すること
- （2） 派遣留学－学内選考を経て、協定校および提携校において、授業科目を履修すること
- （3） 一般留学－（1）、（2）以外で外国の大学等において、授業科目を履修すること

（留学資格）

第4条 留学する者は、本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得していることを原則とする。ただし、大学院はこの限りではない。

（留学許可申請）

第5条 留学を希望する者は、原則として留学を開始する2ヵ月前（長期休暇中の場合は、この期間を除く。）までに、次の書類を本学に提出しなければならない。

- （1） 本学所定の「留学願」および「留学計画書」
- （2） 留学先が発行する「入学許可書」あるいは「受入許可書」等
- （3） 留学先の概要を示す「大学案内」等（一般留学の場合のみ提出）

（留学の選考および許可）

第6条 留学の許可は、本学教授会の議を経て学長が決定する。

2 第3条第1項第1号及び2号に該当する学生の選考は、大学・短期大学国際交流委員会が行う。

（留学期間と在学年数への算入）

第7条 留学期間は、原則として半期あるいは1年とし、在学年数に算入する期間は1年を限度とする。

（継続履修）

第8条 留学年度に履修登録をし、半期の履修を終了した授業科目を帰国年度以降の半期に継続して履修することを「継続履修」という。継続履修は本学教授会の承認のもとに通年の履修として認めることができる。

2 担当教員がその授業を担当していない場合、また該当する科目が開講されていない場合は、代替科目の措置がとられる場合がある。

3 継続履修は、1年を超える留学には認められない。

4 留学開始の学年に履修登録した授業科目の成績は、継続履修の終了まで保留として処理される。

（留学中に修得した単位の認定）

第9条 外国の大学等において修得した単位のうち、本学教授会が適当と認めたものは、大学院は修士課程および博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位、大学は60単位、短期大学は30単位を超え

ない範囲で卒業に必要な単位として認めることができる。

2 外国の大学等において修得した単位の認定を希望する者は、次の書類を本学に提出し教授会の承認を得なければならない。

(1) 本学所定の「単位認定願」

(2) 単位の認定を希望する本学授業科目とそれに内容が整合する外国の大学等で単位修得した授業科目のリスト

(3) 外国の大学等が発行する成績証明書および授業を受けた科目の内容を説明した書類

(留学終了の手続)

第 10 条 留学生は、帰国後 1 ヶ月以内（長期休暇の場合は、この期間を除く。）に次の書類を本学に提出しなければならない。

(1) 本学所定の「帰国届」

(2) 外国の大学等が発行する在学期間を明記した書類

(授業料の免除)

第 11 条 留学期間中の本学の授業料は、特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 交換留学をする学生は、留学期間中の本学の授業料を免除する。

(2) 前号以外の学生は、留学期間中の本学の授業料の半額を免除する。

(留学許可の取消)

第 12 条 留学の許可の取消は、次の各号のいずれかに該当する場合、外国の大学等と協議のうえ本学教授会の議を経て、学長が決定する。

(1) この規程の定めに従わない場合

(2) 留学の目的が達成できないと認められる場合

(3) 傷病その他やむをえない理由により留学を続けることができない場合

(4) 留学先の定めに従わず、秩序を乱すような行為があった場合

2 前項により留学の許可が取消された場合は、直ちに帰国し本学の指示に従うものとする。

(細則)

第 13 条 この規程の運用については別に定める。

(規程の改正)

第 14 条 この規程の改正は、共立女子大学・短期大学国際交流委員会で検討し、教授会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年度以前に入学した者については、従前の例による。

6. 共立女子大学・短期大学国際交流奨学金規程

（目的）

第1条 共立女子大学院・大学・短期大学に在籍する学生に奨学金を給付することにより、共立女子大学・短期大学留学規程（以下「留学規程」という）に基づく留学および海外研修を奨励し、国際理解を深め国際交流を振興することを目的とする。

（種類）

第2条 国際交流奨学金の種類は次のとおりとする。

- （1）交換留学奨学金。
- （2）前号以外の留学規程に基づく留学奨学金（以下「規程留学奨学金」という）。
- （3）本学主催海外研修奨学金（以下「海外研修奨学金」という）。

（申請資格）

第3条 交換留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- （1）「交換留学生募集要項」に基づき応募していること。
- （2）過去に本奨学金を受給していないこと（規程留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は交換留学奨学金の対象外とする）。

2. 規程留学奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- （1）留学先の大学等に入学許可を得ていること、または入学許可の申請等をしていること。
- （2）前学期までの本学学業成績が大学・短期大学国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という）の定める一定の値であること。
- （3）国際交流委員会の定める一定の語学力を有すること。
- （4）過去に本奨学金を受給していないこと（交換留学奨学金または海外研修奨学金を受給した学生は規程留学奨学金の対象外とする）。

3. 海外研修奨学金の申請資格は次のとおりとする。

- （1）海外研修に応募していること。
- （2）本学において16単位以上を修得していること。
- （3）過去に本奨学金を受給していないこと（交換留学奨学金または規程留学奨学金を受給した学生は海外研修奨学金の対象外とする）。

（申請時期）

第4条 各奨学金の申請時期は次のとおりとする。

- （1）交換留学奨学金は交換留学応募時とする。
- （2）規程留学奨学金は原則として毎年1月末とする。
- （3）海外研修奨学金は研修応募時とする。

（申請方法）

第5条 各奨学金の申請方法は次のとおりとする。

- （1）交換留学奨学金は所定の「交換留学生応募用紙」を国際交流室に提出する。
- （2）規程留学奨学金は所定の「規程留学奨学金申請書」、「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの（写）」、「留学先の大学等が発行する入学許可書または留学先の大学等に提出した入学願書等（写）」、「留学先言語の語学力を証明するもの（写）」および「留学目的・学習計画と将来の展望（日本語）」を国際交流室に提出する。
- （3）海外研修奨学金は所定の「海外研修奨学金申請書」および「本学学業成績証明書またはそれに準ずるもの（写）」を国際交流室に提出する。

(給付額および人数)

第6条 各奨学金の給付額および人数は原則として次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は1年間とし、当該学部学科・年度の授業料の半額とする。
- (2) 規程留学奨学金は1年間の場合は当該学部学科・年度の授業料の半額、6ヶ月の場合は4分の1とし、給付人数は前号を含め20名以内とする。
- (3) 海外研修奨学金の給付人数は、各研修の応募人数を考慮し、国際交流委員会で協議する。給付額は各研修1名5万円とする。

(選考委員)

第7条 奨学金給付者の選考は国際交流委員会の定めた選考委員がこれを行う。

(選考方法)

第8条 各奨学金の選考方法は次のとおりとする。

- (1) 交換留学奨学金は協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除く全ての交換留学生に給付する。
- (2) 規程留学奨学金は留学先を勘案し、協定校の奨学金制度に基づく奨学金受給者を除くすべての協定校派遣留学生に給付するものとし、提携校派遣留学生および認定校一般留学生は、申請書類および面接（日本語および留学先言語）により選考する。
- (3) 海外研修奨学金は学業成績により選考する。

(決定)

第9条 国際交流委員会が、各奨学金の選考方法に基づき候補者を選考の上、学長に推薦し決定する。

(給付方法)

第10条 原則として渡航前に本人名義の指定口座への振り込みとする。

(返納)

第11条 各奨学金の返納は次のとおりとする。

- (1) 交換留学および規程留学奨学金を受給した学生が、留学開始前に留学を中止した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (2) 交換留学および1年間の規程留学奨学金を受給した学生が、前半の学期終了前に正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
前半の学期終了後の場合は、給付額の半額を速やかに学園へ返納する。
- (3) 6ヶ月の規程留学奨学金を受給した学生が、正当な理由なく留学を中止あるいは留学先を変更した場合は、給付額の全額を速やかに学園へ返納する。
- (4) 海外研修奨学金を受給した学生が、研修開始前に不参加となった場合は、全額を速やかに学園へ返納する。
- (5) 本条に定めがなく特別の理由がある場合は、国際交流委員会にて審議する。

(報告書の提出)

第12条 受給者は、帰国後1ヶ月以内に所定の報告書を国際交流室に提出する。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は平成18年10月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成26年2月1日より施行する。

7. 共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、共立女子大学及び共立女子短期大学（以下「本学」という）において実施する人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究について、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という）第20条第2項に基づき、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

2. 委員会は、倫理規程のほか、関連法令、「ヘルシンキ宣言」（1964（昭和39）年6月世界医師会、2013（平成25年改正）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月文部科学省・厚生労働省）等の主旨に沿い、運営を行うものとする。

（審査対象）

第2条 本委員会は、前条第1項に規定する研究を対象として、研究計画、研究経過及び研究計画変更等（以下「研究計画等」という）の科学的合理性及び倫理的妥当性の両面を審査する。

2. 前項に該当する研究を実施しようとする研究者等は、必ずこの規程に基づく申請を行わなくてはならない。

（委員会の責務）

第3条 委員会は、審査を行うに当たっては、特に、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

- （1） 研究の対象となる個人に理解を求め了解を得る方法
- （2） 研究の対象となる個人の権利の保護及び安全の確保
- （3） 研究によって生じるリスクと科学的な成果の総合的判断

（委員会の組織）

第4条 委員会は、共立女子大学長・共立女子短期大学長（以下「学長」という）の下に置く。

2. 委員会は、次に掲げる委員6人以上かつ男女両性をもって構成する。

- （1） 人を対象とする研究に関わる教員 若干名
- （2） 前号以外の家政学部、文芸学部、国際学部、看護学部、生活科学科及び文科の教員若干名
- （3） 本学に所属しない者若干名
- （4） 前各号のほか学長が必要と認める者

3. 委員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

4. 委員の退任等により後任者を補充する必要がある場合には、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

5. 委員は学長が委嘱する。

（委員会の運営）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3. 委員長は、会務を統括する。

4. 副委員長は、委員長の職務を補佐する。

5. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、過半数の出席がなければ、合意又は議決することはできない。ただし、あらかじめ委任状を提出して欠席した者については、出席とみなすことができる。

3. 委員長が必要と認めたときは、案件ごとに委員以外のものの出席を求め、その意見を聞くことができる。

4. 委員会の合意及び議決にあたっては、委員及び担当事務局員以外の者は退場しなければならない。

5. 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。

6. 当該研究の判定は、次の各号に掲げる表示による。

- （1） 非該当
- （2） 承認

- (3) 条件付き承認
- (4) 変更の勧告（要再申請）
- (5) 不承認

- 7. 研究計画が軽易な事項に該当する申請の審査は、委員会が定める運営要領に基づき迅速審査を行うことができる。
- 8. 委員長は、委員会の判定又は迅速審査の判定について、様式1により速やかに学長に報告しなければならない。
- 9. 審査経過及び判定は記録として保存すると共に、議事要旨は公開されなければならない。

（申請手続き、判定の通知）

第7条 審査を申請しようとする研究者等は、様式2による申請書に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、学長に提出しなければならない。学長は、申請に対して速やかに委員会に意見を求めなければならない。

- 2. 申請した研究者等又はその申請の内容を熟知する者は、委員長の求めがあった場合には、委員会に出席し、研究計画等を説明しなければならない。
- 3. 学長は委員会の意見を尊重し、当該申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その判定結果を様式3による通知書をもって申請者に通知しなければならない。
- 4. 前項の通知をするに当たって、審査の判定が前条第6項第3号、第4号又は第5号に該当する場合には、その条件もしくは、変更又は不承認の理由等を記載しなければならない。
- 5. 第3項の通知に対して、申請者は書面をもって委員会に不服を申し立てることができる。

（研究計画の変更）

第8条 前条第3項により、承認または条件付き承認の判定を受けた当該研究計画について、申請者が研究目的や実施計画等の審査基準に関わる事項を変更しようとする場合は、再度前条による申請を行うこととする。

- 2. 前項による再申請を行う場合は、当初申請した様式2及び研究計画書からの追加・削除部分等を下線等により示し、変更箇所が認識できる内容で提出するものとする。
- 3. 第1項の規定に関わらず、当該研究計画等の変更が次の各号に掲げる軽微なものである場合は、初回承認時より3年以内の研究計画に限り、様式7による変更申請書の提出をもって代えることができる。
 - (1) 研究計画名の変更
 - (2) 対象の変更
 - (3) 調査項目の変更
 - (4) 研究実施場所等の変更
 - (5) 共同研究者の追加、削除
 - (6) その他委員長が軽微な変更と認めた事項
- 4. 第3項に定めた変更申請書が提出された場合は、委員長の判断において承認等を行い、様式8による通知を行う。ただし委員長が再審査を指示した場合は、研究者は第1項に準じ、再申請を行うこととする。
- 5. 前項による承認または条件付き承認を受けた研究計画については、前条第3項による様式3に記載された承認番号を継続するものとする。

（遂行中の研究への関与）

第9条 委員会は、審査を行った研究等について、必要があると認められる場合は申請者に対し実施状況を報告させることができる。

- 2. 委員会は、審査を行った研究等について、研究倫理遵守の観点において重大な懸念を認めた場合には、速やかに学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

（委員の守秘義務）

第10条 委員会の委員は、審査等で知り得た個人及び研究経過等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（事務局）

第11条 委員会事務局（以下「事務局」という。）を教務課におく。

- 2. 事務局は、委員会に関わる庶務を行う。
- 3. 事務局員は、審査等に関わる庶務を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。

（規程の改正等）

第 12 条 この規程の改正は、委員会の議を経て、常務理事会が決定する。

（雑則）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、かつ学長の裁定を得て別に定める。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程

（目的）

第1条 共立女子大学学則第54条、共立女子大学大学院学則第71条および共立女子短期大学学則第60条にもとづき、学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

（懲戒の対象となる者）

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、学部、大学院、短期大学各科に所属する学生のことをいう。

2 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人学生および委託生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

（懲戒の対象となる行為）

第3条 この規程において懲戒の対象となる行為は、次の行為をいう。

- (1) 刑事法上、処罰の対象となる行為
- (2) (1)の対象とはならないが他者に心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- (3) 本学の教育・研究活動、他の学生の学習を妨害する行為
- (4) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (5) 試験における不正行為
- (6) 本学の学則および規程に違反する行為
- (7) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為

2 前項各号について、別に規程が定められている場合は、その規程にしたがう。

（懲戒の種類）

第4条 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とし、それぞれの懲戒について以下の通りとする。

- (1) 訓告 学生の行った行為について反省を求め、口頭または書面をもって戒めることをいう。
- (2) 停学 一定期間、通学停止を命じ、自宅で謹慎させることをいう。
- (3) 退学 学生の身分をはく奪することをいう。

（調査委員会の設置および構成員）

第5条 第3条に定める懲戒の対象となる行為またはその疑いとなる行為が発生したときは、学生が所属する学部等の長は、学長にその旨を速やかに報告する。

2 学長は、前項の報告を受けて、調査委員会を設置する。

3 調査委員会の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 当該学生が所属する学部長・研究科長・科長
- (2) 当該学生が所属する学科・専攻・コースの主任
- (3) 学生課統括課長
- (4) 教務課統括課長
- (5) その他、学長が必要と認める若干名

4 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員がこれにあたる。

（懲戒処分の決定）

第6条 調査委員会は、当該学生および関係者から事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

- 2 調査委員会は、原則として当該学生に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の終了後、調査内容および懲戒処分案を明記した報告書を作成し、学長に提出する。
- 4 学長は、報告書を受理したときは、教授会または研究科委員会の議を経て、懲戒処分の内容を決定する。

（懲戒処分・通知）

第7条 懲戒は、学長が行う。

- 2 学長は、学生および保証人に対し懲戒の種類・内容およびその理由を文書により通知する。

（再調査の請求）

第8条 懲戒を受けた学生は、正当な理由があるときは、通知を受けた日から1週間以内に再調査を請求することができる。

- 2 再調査を請求しようとする学生は、再調査請求書を学長に提出しなければならない。

（再調査の実施）

第9条 学長は、再調査の必要があると認めたときは、調査委員会に対して再調査を指示する。

- 2 学長は、再調査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。
- 3 学長は、再調査に必要と認める者を調査委員会に加えることができる。
- 4 再調査の処理については、第6条および第7条の規定に準ずる。
- 5 再調査の結果により懲戒処分の内容を変更したときは、学長は既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

（事務の所管）

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

付則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

VII 伝達 他

学外からの学生の住所・電話番号等に関する問い合わせには一切応じていません。大学からと偽って自宅や留守宅に住所・電話番号を問い合わせたり、学外に呼び出したりするケースもありますが、本学では、学生を学外に呼び出したり、プライバシーに関する内容を電話で連絡することは行なっていません。不審な電話には、決して応じないように注意して下さい。

Web ページアドレス

ページ名称	URL
共立女子学園	http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/

個人情報の取り扱いについて

本学園では「個人情報保護方針」を制定し共立女子学園ホームページで公開するとともに、学園全体で個人情報保護に取り組んでいます。

入学時及び在学中に本学園が取得する個人情報には次のものがあります。

学籍簿、学生カード、履修状況および成績、取得資格、学籍異動、学費納入状況、奨学金取得状況、健康診断結果、課外活動状況、その他正課および正課外に関する個人情報、進路登録カード、各種報告書、進路届

■ 個人情報の利用目的

取得した個人情報は下記の目的の範囲内において適正に利用いたします。

<在学中>

1. 学籍管理、履修支援、成績管理、進級および卒業判定、海外研修および留学、その他教育支援に関する事項
2. 他校との単位互換協定に基づく学生の相互派遣に関する事項
3. 学外実習に関する事項（教育実習、介護等体験、臨地実習等にかかわる業務）
4. 課外活動、奨学金申請、通学区間や経路の確認、その他学生生活支援に関する事項
5. 健康管理に関する事項
6. 学費納入に関する事項
7. 各種証明書および学生証・学位記発行
8. 本学園からの通知・連絡、学生への連絡（掲示を含む。）
9. 本学園からの保護者または保証人への連絡・通知
10. 教育改善、学生生活改善を目的とした各種資料の作成
11. 教育内容の広報またはPRに関する事項
12. 進路支援に関する事項

＜卒業後＞

1. 本学園からの情報提供に関する事項
2. 本学園からの依頼に関する事項
3. 卒業生の活動支援に関する事項
4. 在学生の支援に関する事項

■ 共立女子学園後援会への提供

総会関連のご案内のために利用します。

■ 社団法人共立女子学園櫻友会（同窓会）への提供

機関誌の発送、櫻友会主催の事業（行事・講習・催し物）に関する連絡、支部との連絡に利用します。

■ 株式会社ウィズ・ケイへの提供

学園に関わる各種業務のために利用します。

■ 個人情報の第三者提供

取得した個人情報は、上記以外には、原則として事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

———— Memo ————

———— Memo ————

———— Memo ————

2019 履修ガイド

共立女子大学大学院

(家政学研究科・文芸学研究科・国際学研究科・看護学研究科)

〒 101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1

〒 101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-27

URL <http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/>

学籍番号

氏名

kyoritsu